



# 新構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと  
適用は ■ 印を記入する。

## 9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート 最新版  
鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5-2018による。

(a) コンクリートの仕様  
本仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.11に示す様に設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>以下のコンクリートについてはJASS5の3節～11節を適用し、36N/mm<sup>2</sup>を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正值から定める調合管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の人臣認定を受けた製品を用いる必要がある。軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.11 コンクリート圧縮強度(N/mm<sup>2</sup>)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 F <sub>c</sub>	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品

調合管理強度(N/mm <sup>2</sup> )	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
呼び強度 (JIS規格品)	21	24	27	30	33	36	40	42	45	50	55	55	60	60	※

※印は規格外

(b) 品質と施工  
■ 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。  
■ 標準 □長期 □超長期  
(本仕様書では計画供用期間の級は、「短期」を想定していない。)  
■ コンクリートは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品とする。  
□ 設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。  
■ レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。  
■ 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監督者の承認を得ること。  
■ フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>以下33N/mm<sup>2</sup>以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm<sup>2</sup>未満の場合スランプ18cm以下とし、設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>超 45N/mm<sup>2</sup>未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm<sup>2</sup>以上の場合スランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下とし、特記による。  
■ コンクリートに含まれる塩化物質は、塩化物イオン量として0.3kg/m<sup>3</sup>以下とする。  
■ コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が25℃未満の時は120分、25℃以上の時は90分とする。  
■ コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。  
■ 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。  
■ コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間はコンクリートの温度が2度を下回らないようにし、セメントの種類に応じて湿潤養生する。

(c) 調合および構造体コンクリート強度  
■ コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)もしくはJIS A 1107(コンクリートからのコアの採取方法)による。  
i) 高強度コンクリート  
□ 調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は28日とする。  
□ 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は91日とする。  
□ 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。  
① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において調合管理強度以上とする。  
② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に3N/mm<sup>2</sup>を加えた値以上とする。  
□ 調合管理強度は、以下による。  
H<sub>F</sub> = F<sub>c</sub> + m<sub>S</sub> (N/mm<sup>2</sup>)  
H<sub>F</sub> : 高強度コンクリートの調合管理強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
F<sub>c</sub> : コンクリートの設計基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
m<sub>S</sub> : 高強度コンクリートの構造体強度補正值で JASS5による。  
□ 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。  
H<sub>F</sub> ≥ H<sub>F</sub> + 1.73σ<sub>H</sub> (N/mm<sup>2</sup>)  
H<sub>F</sub> ≥ 0.85 H<sub>F</sub> + 3σ<sub>H</sub> (N/mm<sup>2</sup>)  
H<sub>F</sub> : 高強度コンクリートの調合強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
σ<sub>H</sub> : 高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm<sup>2</sup>) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(F<sub>c</sub>+m<sub>S</sub>)とする。

ii) 普通コンクリート  
■ 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として28日とする。  
■ 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。  
表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢 <sup>(1)</sup>	判定基準
標準養生 <sup>(2)</sup>	28日	X ≥ F <sub>m</sub>
コア	91日	X ≥ F <sub>q</sub>

ただし、X：1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm<sup>2</sup>)  
F<sub>m</sub>: コンクリートの調合管理強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
F<sub>q</sub>: コンクリートの品質基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
[注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。  
(2) 工事監督者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは±20±10℃の日光および風が直接当たらない箇所、乾燥しないように養生して保管することができる。  
\* 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合、3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm<sup>2</sup>を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。  
\* コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm<sup>2</sup>を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。  
■ 調合管理強度は、以下による。  
F<sub>m</sub> = F<sub>c</sub> + m<sub>S</sub> (N/mm<sup>2</sup>)  
F<sub>m</sub> : コンクリートの調合管理強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
F<sub>c</sub> : コンクリートの品質基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
m<sub>S</sub> : 標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正值 (N/mm<sup>2</sup>)  
■ 調合強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調合強度を定める材齢 m 日は、原則として28日とする。  
F ≥ F<sub>m</sub> + 1.73σ (N/mm<sup>2</sup>)  
F ≥ 0.85 F<sub>m</sub> + 3σ (N/mm<sup>2</sup>)  
F : コンクリートの調合強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
σ : 使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm<sup>2</sup>) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は、2.5N/mm<sup>2</sup>、または0.1F<sub>m</sub>の大きい方の値とする。

(d) 検査  
■ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監督者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。  
■ スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが0cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm（呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm）とする。高強度コンクリートの場合は、スランプが18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スランプフローの許容差は、日標スランプフローが50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。  
■ 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢28日で行い、1回の試験は、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ150m<sup>3</sup>またはその端数ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。高強度コンクリートでは、打込み日かつ300m<sup>3</sup>ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあげた任意の3台のトラックアジテータから採取した合計9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。  
■ 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ150m<sup>3</sup>またはその端数ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1個ずつ採取した合計3個の供試体を用いる。高強度コンクリートでは打込み日、打込み区かつ300m<sup>3</sup>ごとに行う。検査には適当な間隔をあげた任意の3台のトラックアジテータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。  
■ 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。  
□ コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行うこと。  
試験・検査機関名 (都知事登録 号)  
代行業者名 (登録番号 号)  
代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。

## (2) 鉄筋

### (a) 施工

- 鉄筋はJIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551（溶接金網および鉄筋格子）に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート構造配筋標準圖(1)～(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級			鉄筋の径	使用箇所
	(1) 引張力最小部位	(2) (1)以外の部位(注)			
■ 重ね継手	標準図による			■ D(16)以下	
■ 圧接継手	■ 告示1463号第2項各号 □	■ A級	■ B級	■ D(19)以上	
□ 溶接継手	■ 告示1463号第3項各号 □ □	□	□	□ D( )以上	
□ 機械式継手	■ 告示1463号第4項各号 □ □ □ □	□	□	□ D( )以上	

注) (1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書 2020）』によって検討した部材の条件・仕様によること。

- 機械式継手および圧接継手は（公社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監督者の承認を受ける。
- ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監督者の承認を得て作業を行うことができる。
- 圧接技量資格者は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監督者に提出し、承認を受ける。
- 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

### (b) 検査

- 鉄筋の種類・径の検査
  - 鉄筋搬入時に鉄筋の種類と径をミルシート、ロールマーク、結束ごとの表示で確認し、必要に応じて径は計測する。
- 配筋の検査
  - 鉄筋の数量、材質、加工形状、配置、間隔、継手と定着の位置と長さ、カットオフ長さ等を日視、又は計測で確認する。
- 鉄筋継手部の検査
  - 各継手工法ごとの検査は平12建造1463号による他、具体的な検査方法は、（公社）日本鉄筋継手協会仕様書を参照のこと。

表9.5 鉄筋継手部の検査（検査結果は工事監督者に報告すること）

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量		試験方法	
		全数 ※	検査数	目視又は計測	目視又は計測
圧接継手	■ 外観検査	全数 ※		目視又は計測	
	■ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり(30)箇所又は( )%		JIS Z 3002:2014による	
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%		JIS Z 3120:2014による	
溶接継手	□ 外観検査	全数 ※		目視又は計測	
	□ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%		JRJS 0005:2017による	
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%		JIS Z 2241:2011による	
機械式継手	□ 外観検査	全数 ※		目視又は計測	
	□ 超音波測定検査	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%		JRJS 0003:2017による	
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%		JIS Z 2241:2011による	

注) 1 抜取り1検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所200箇所程度とする。  
注) 2 ガス圧接部分の検査は超音波探傷検査によって行う場合、数ロットについては引張試験も併用し、1回の引張試験は超音波探傷試験に合格した部位から抜取った3本以上とする。

※外観検査の実施は次による。（必要に応じて測定器具等の検査機器を用いること）

表9.6 外観検査の要領

	自主検査	受入検査		工事監督者	備考
		検査機関	施工者		
□	全数	全数	( )	( )	
□	全数	超音波探傷又は超音波測定検査実施部位	検査機関による検査部位以外	( )	
■	全数	—	全数	(協議による)	
□	全数	抜取り1検査ロット当たり( )箇所又は( )%	( )	( )	

- 引張試験を行う試験機関、非破壊試験を行う検査機関は、建築主、工事監督者、又は施工者が自ら契約した機関とする。
- 試験機関は「建築物の工事における試験及び検査における東京都取扱要綱」第4条の試験機関、検査機関は同要綱第8条の検査機関とする。

試験機関名	(都知事登録 号)
検査機関名	(都知事登録 号)

## (3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.7に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.7以上の値とする。

表9.7 設計かぶり厚さ(単位:mm)

構造体の計画供用期間の級	標準・長期		超長期		
	屋内	屋外 <sup>(2)</sup>	屋内	屋外 <sup>(2)</sup>	
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	30	40	40	50
	計画供用期間中に維持保全を行う部材 <sup>(1)</sup>	30	40	(30)	(40)
直接土に接する柱・梁・壁・床および布基礎の立上り部分、擁壁の壁部分	50				
基礎、擁壁の基礎・底盤	70				

注) (1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。  
(2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性ト有効な仕付けを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを10mm減じることができる。

- 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

## (4) 型枠

■ 型枠および支保工の存置期間は、下表による。

表9.8 型枠存置日数 昭和46年建設省告示第110号（最終改正：令和元年国土交通省告示第203号）

種類 部位	せき板		支 柱			
	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下、梁下	スラブ上		梁下	
セメントの種類	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント
	高圧セメントA種 シリカセメントA種	高圧セメントA種 シリカセメントA種	高圧セメントA種 シリカセメントA種	高圧セメントA種 シリカセメントA種	高圧セメントA種 シリカセメントA種	高圧セメントA種 シリカセメントA種
存置期間の平均気温	2	3	4	6	8	17
コンクリートの材骨(日)	15℃以上	3	5	6	10	12
	5℃～15℃	3	5	6	10	12
5℃未満	5	8	10	16	15	28
コンクリートの圧縮強度	※ 5.0N/mm <sup>2</sup>		設計基準強度の50%			
			85%		100%	

※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあつては5N/mm<sup>2</sup>以上、長期及び超長期の場合は10N/mm<sup>2</sup>以上、また高強度コンクリートの場合は10N/mm<sup>2</sup>以上。

- 注) 1 片持ち梁、庇、スパン0.0m以上の梁下は、工事監督者の承認による。  
注) 2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。  
注) 3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。  
注) 4 盛替え後の支柱頂部には、厚い炭板、角材または、これに代わるものを置く。  
注) 5 支柱の盛替えは、小梁が終つてからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り扱つて盛替えをしてはならない。  
注) 6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛替えを行わないこと。  
注) 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないように行うこと。

No.  
S-02

縮尺(A1) -  
縮尺(A3) -

令和 8年  
3月

工事名 やまと学園建設工事（建築工事）

図名 特記仕様書（2）

設計 光市建設部建築住宅課

部長 課長 係長 製図 写図

設計者  
(株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
(株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
(株)長大 一級建築士登録番号361861 正田 崇貴  
構造設計一級建築士登録番号10823号

# 深層混合処理工法特記仕様書

## 1. 工事概要

本地業は、深層混合処理工法による地盤改良地業である。深層混合処理工法は、スラリー状のセメント系固化材（以下、固化材液と称す）を地盤に注入しながら、共回り防止翼を装着した攪拌装置を用いて、原地盤土と機械的に攪拌混合し、固化材の固化反応により所要の強度を持つ改良柱体（以下、コラムと称す）を築造するものである。

## 2. 一般事項

本工事は、本特記仕様書によるほか「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」（日本建築センター）（ベターリビング）および「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 4 杭・地業および基礎工事」（日本建築学会）による。

## 3. 特記事項

- コラムの径、掘削深度（設計コラム長+空掘長）、本数配置等は設計図書による。ただし、コラムの径・長さ・本数・位置及び固化材液の配合等について土質や地盤状況により変更した方が適切だと判断される場合は、監督員の承認の下に変更することができる。
- コラムの設計基準強度は  $F_c = \frac{1200}{\gamma} \text{ kN/m}^2$  ( $\frac{1.2}{\gamma} \text{ N/mm}^2$ ) とする。
- 設計の要求する性能を確保するため、適切な配合管理および品質検査を実施する。
- 本工事は、技術審査証明取得工法とする。又、事前にその証明書を監理者に提出し、承認を得ることとする。

## 4. 施工計画

(1) 本工事施工業者は、技術審査証明の申請者と施工者が同じでなければならない。

(2) 施工計画書

工事に先立ち、施工計画書を監督員に提出する。施工計画書は、次の事項を明記する。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| ① 工事件名及び工事場所                                     | ⑥ 施工機器                |
| ② コラム仕様及び数量<br>〔コラム径・掘削深度（設計コラム長+空掘長）・本数・設計基準強度〕 | ⑦ 固化材配合条件             |
| ③ 工事期間及び工程                                       | ⑧ 施工管理（立会い、管理項目、施工記録） |
| ④ 工事の組織（建築請負業者の本工事責任者、コラム施工業者名及び責任者、各種作業の主たる従事者） | ⑨ 品質検査                |
| ⑤ 施工手順   | ⑩ 安全衛生対策              |
|  | ⑪ 地盤概要（土質柱状図）         |
|  | ⑫ コラム伏図               |
|  | ⑬ 技術審査証明書（写）          |

## 5. 施工

- 作業地盤は、施工機械が傾斜・転倒しないよう養生する。
- 基本的な施工手順を以下に示す。施工の障害になる事項が出現した場合は、別途検討する。
  - 攪拌混合装置をコラム心に合わせる。
  - 固化材液を吐出せず、空掘り部を所定の深度まで掘進する。
  - 固化材液を吐出しながら掘進・攪拌混合する。
  - 注入掘進工程が終了したら、固化材液の吐出を停止し先端部の練り返しを行う。
  - 先端練り返し工程が終了したら、攪拌軸を逆回転し引上げ攪拌混合する。
- 設計図書に示された支持地盤に着底する長さを実施コラム長という。
- 本工事により排出される発生残土は場内処分とする。

## 6. 施工機械

- 共回り現象を防止する機構を有し、固化材と原位置土を確実に攪拌混合できる攪拌装置を用いること。
- 所定の施工管理項目を計測、記録できる管理装置を用いること。
- 改良機本体は本工事の施工仕様を満足させる施工制御機器を装備したもので、自走式とする。
- ミキシングプラントは、所定吐出量を十分供給できるものとする。

## 7. 配合管理

(1) 固化材液に使用する材料は、セメント又はセメント系固化材とする。

(2) 配合強度

変動係数を25%と想定し、9項に規定する抜き取り箇所数N、合格確率 80%とした下表を用いて設定する。

N	1	2	3	4~6	7~8	9
$\alpha$	2.163	1.918	1.815	1.719	1.651	1.594

$Xf = \alpha \times F_c$  [ $\alpha$ : 割り増し係数、 $Xf$ : 配合強度]

(3) 室内配合試験

固化材液の配合（W/C）と使用量（添加量）は、室内配合試験の結果に基づいて、現場室内強度比を考慮して、配合強度を満足するように決定する。あるいは正確に土質を把握し、かつその土質に対する既存データがある場合は、その結果を用いて添加量を決定する。

## 8. 施工管理

(1) 施工の安定性を確保するため下記に示す項目について施工管理する。

- |         |                               |  |
|---------|-------------------------------|--|
| ① 形状・寸法 | : 鉛直性<br>コラム心<br>掘削深度<br>コラム径 | 改良機本体のリーダー内に設置された傾斜計で管理する<br>事前にコラム心にマークを設ける<br>深度計で計測し記録する<br>攪拌装置の形状・寸法を記録する |
| ② 固化材   | : 材料計量<br>固化材液の密度<br>固化材液の添加量 | 水、固化材の重量<br>マッドバランス等<br>スーパーシステムにて施工管理を行い、記録する                                 |
| ③ 攪拌混合度 | : 攪拌混合回数                      | スーパーシステムにて施工管理を行い、記録する   |
| ④ 支持地盤  | : 仕事量                         | スーパーシステムにて施工管理を行い、記録する<br>(着底判定仕事量は、先行コラムの施工状況により、監督員と協議して決定する)                |

(2) コラムの芯ズレ

コラムの芯ズレが許容値を超えた場合は、監督員（監理者）と協議し、設計検討により応力照査を行った上、安全であると判断した場合、設計図書で示された仕様を満足しているものとする。

(3) 施工の立会い

建築工事の請負者は、本地業責任者（請負業者の中から選定）及び施工責任者を定め、両者は本地業の施工中は立ち会うものとする。

## 9. 品質検査

(1) 検査対象群、検査対象層及び調査箇所数

- 検査対象群は概ねコラム300本を1単位とする。十層毎に検査対象層を決めるが、最小層厚を0.5mとする。
- 検査対象層は、砂質土、花崗閃緑岩 であり、設計対象層を 花崗閃緑岩 とする。ただし、設計対象層以外の平均強度が設計対象層の平均強度より小さい場合は、最も小さい平均強度の層を設計対象層とする。

③ 調査箇所数

頭部コア 100コラムを1単位とし、1単位毎に1ヶ所  
深度コア 100コラムを1単位とし、1単位毎に1ヶ所

(2) コア採取率による調査

コアボーリング調査の内、検査対象群に1ヶ所の割合でコア採取率を調査する。コア採取率が、全長に対して粘性土で90%、砂質土で95%以上、深さ1m毎に粘性土85%以上、砂質土で90%以上あることを確認する。

(3) 合否の判定

- 設計対象層についての採取箇所数をNとする。1ヶ所あたりは3個の供試体を採取し、その平均強度をその箇所の強度とする。
- 一軸圧縮試験は公的機関あるいは検査員立会いの下に行うものとする。
- 検査手法は品質のバラツキを想定する場合の検査手法Aによる。
- 検査手法Aによる品質検査

合否の判定は検査対象層におけるNヶ所（採取箇所数）の一軸圧縮試験結果が下式を満足すれば合格とする。

$$\sqrt{N} \geq XL - F_c + k_a \cdot \sigma$$

$\sqrt{N}$ : Nヶ所の一軸圧縮強度の平均値(N/mm<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>)  
XL: 合格判定値(N/mm<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>)  
F<sub>c</sub>: 設計基準強度(N/mm<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>)  
k<sub>a</sub>: 合格判定係数  
 $\sigma$ : 標準偏差(N/mm<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>) =  $v \cdot \sqrt{q_{ud}}$  (  $v$ : 変動係数、品質確認書により想定する  
 $\sqrt{q_{ud}}$ : 想定した平均一軸圧縮強さ(N/mm<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>) )

抜き取りヶ所数N	1	2	3	4~6	7~8	9
合格判定係数 k <sub>a</sub>	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

## 10. 報告

工事了後、次の項目について報告書をまとめ、監督員に3部提出する。

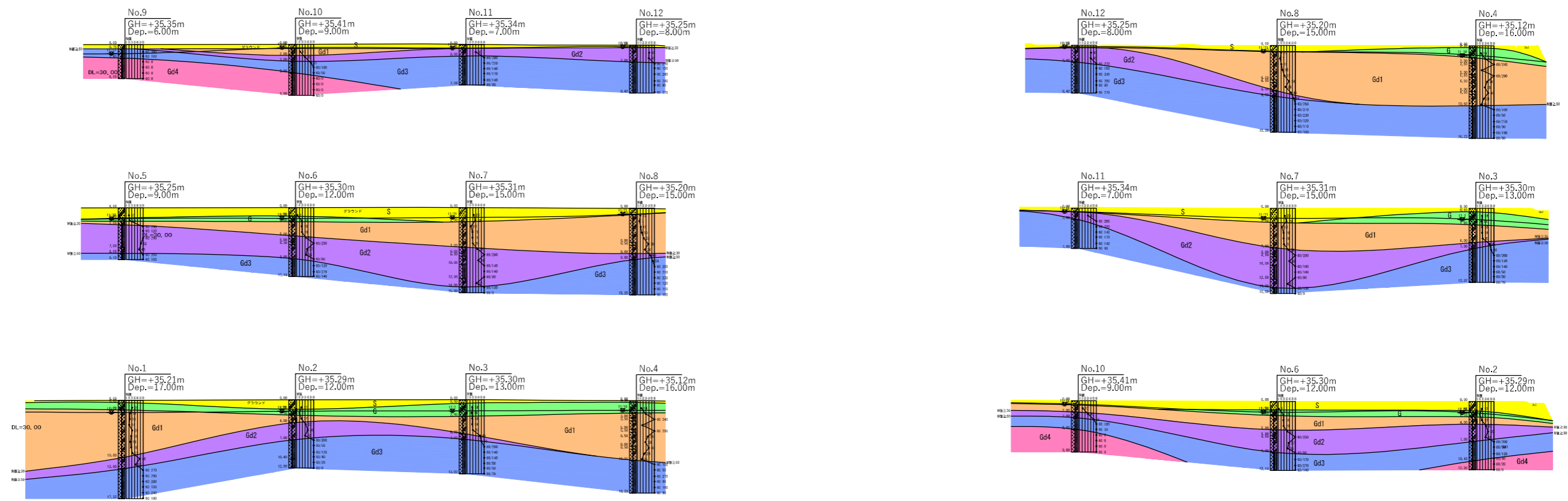
- |                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| ① コラムの伏図及び番号    | ⑥ 仕事量                                |
| ② コラムの施工日       | ⑦ 固化材液の配合と固化材の使用量                    |
| ③ コラムの径及び実施コラム長 | ⑧ コア供試体の一軸圧縮強度試験結果及びボーリングコアを用いたコア採取率 |
| ④ 掘削深度          | ⑨ 合否判定結果                             |
| ⑤ 攪拌混合回数        |                                      |

## 11. その他

施工に当たっては、セメント系固化材からの六価クロムの溶出試験を実施し、環境庁告示第46号の基準値を満足するよう必要な措置を講ずること。試験方法、試験個数等に関しては、平成13年4月20日付国官技第16号国営建第1号「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）の一部変更について」による。

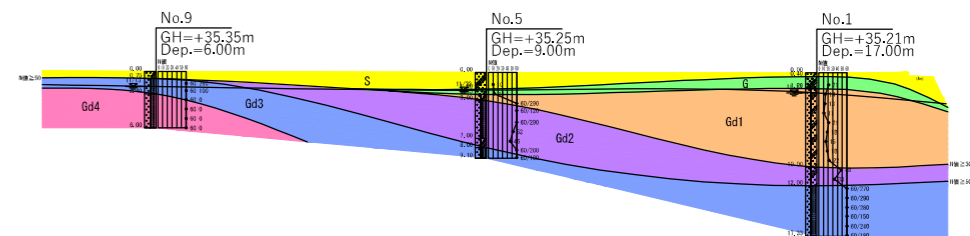
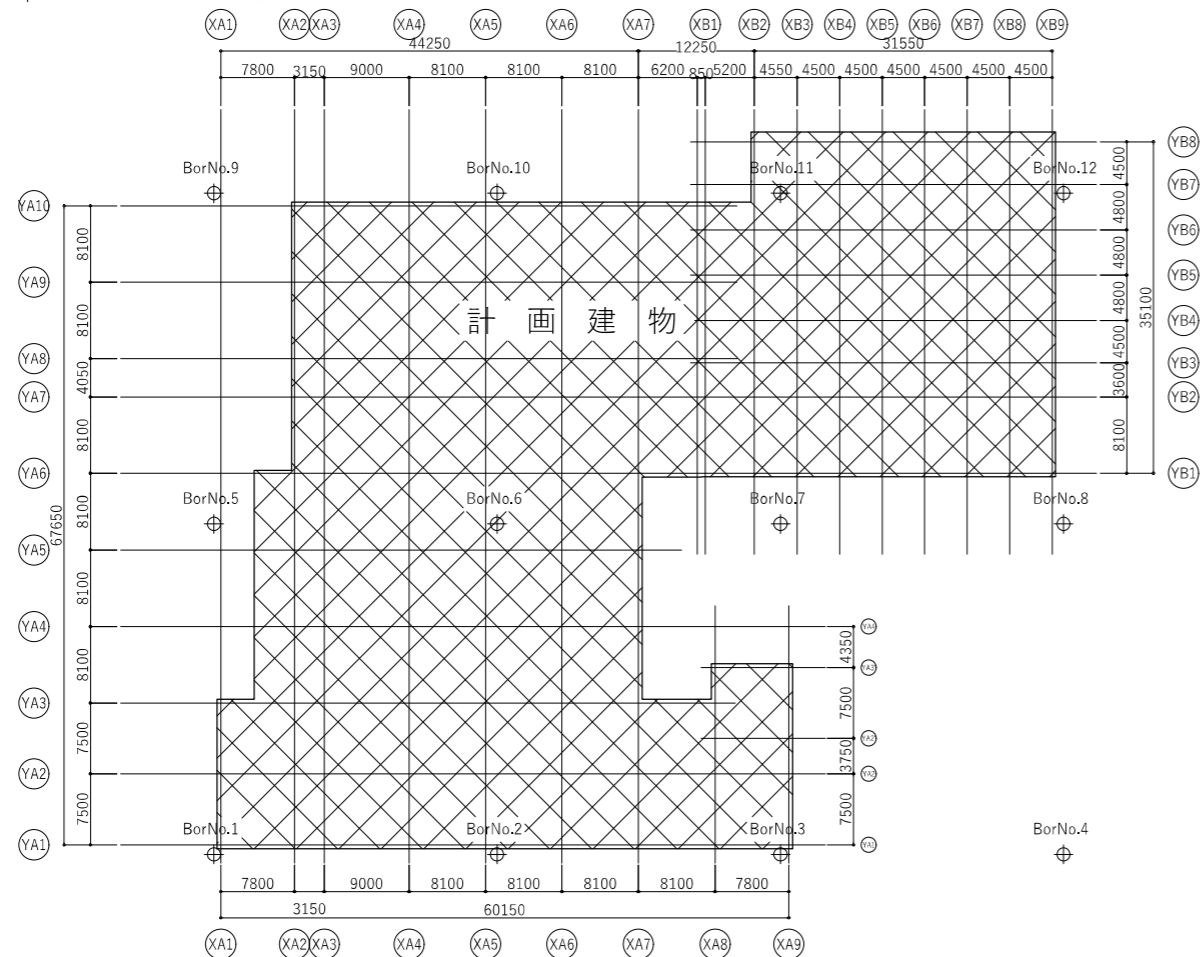
工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No.
図名	特記仕様書（3）				S- 03
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1) - 縮尺(A3) -
設計者 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和 (株)長大 一級建築士登録番号361861 福田 崇貴 構造設計一級建築士登録番号10823号	部長	課長	係長	製図	写図
					令和 8年 3月

想定地盤断面図



調査位置図

特記なき限り、下記による。  
1. ⊕印はボーリング調査位置を示す。



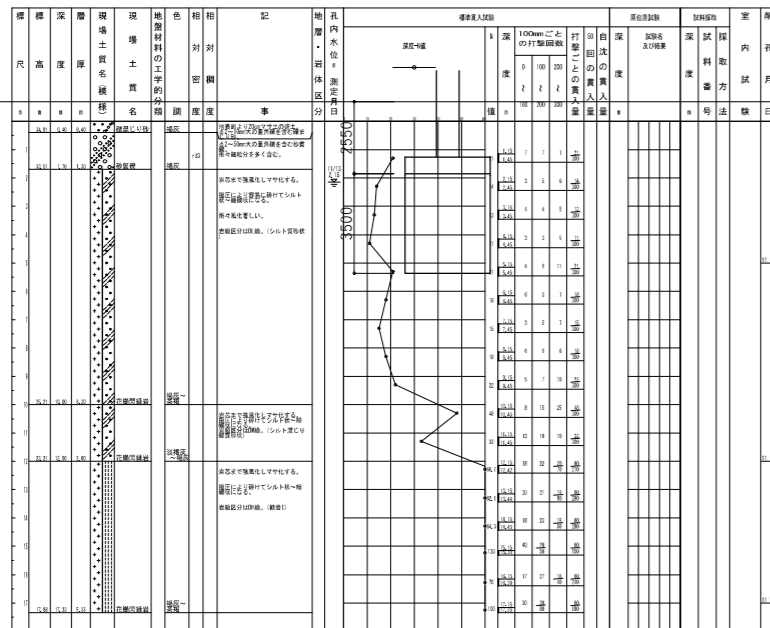
設計者  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 ㈱長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No.
図名 地盤調査（調査位置図・想定地盤断面図）					S-04
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1) - 縮尺(A3) -
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

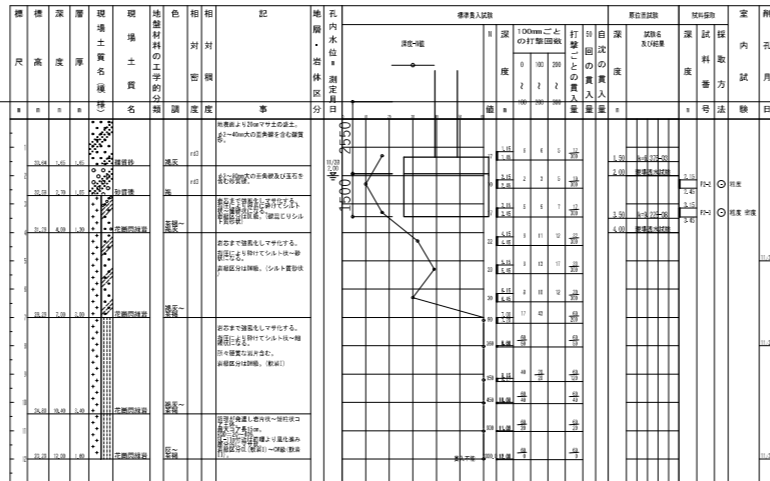
土質柱状図

ボーリング名	No.1
孔口標高	T.P. 35.21 m
総削孔長	17.00 m

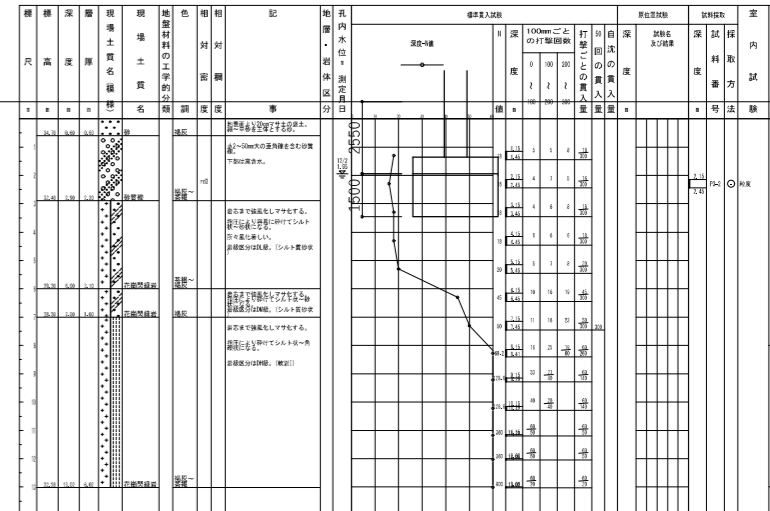
1FL=T.P.+35.90m  
▽



ボーリング名	No.2
孔口標高	T.P. 35.29 m
総削孔長	12.00 m

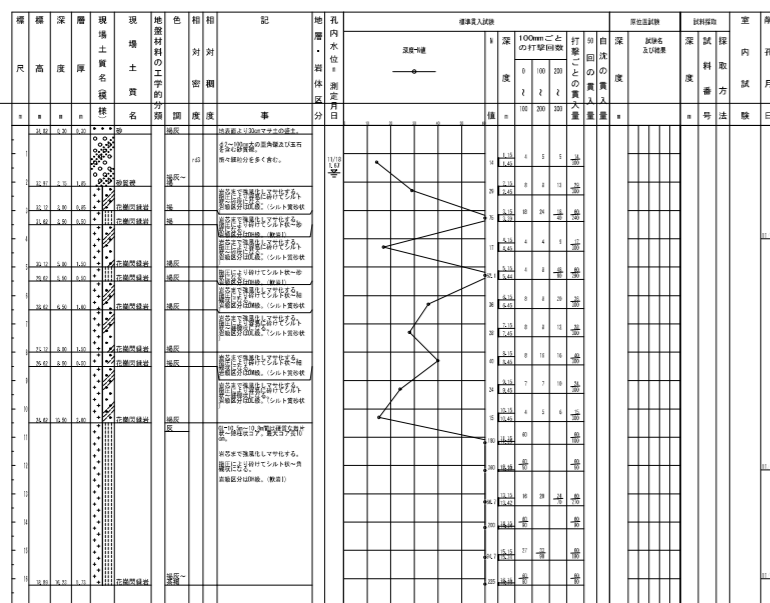


ボーリング名	No.3
孔口標高	T.P. 35.30 m
総削孔長	13.00 m

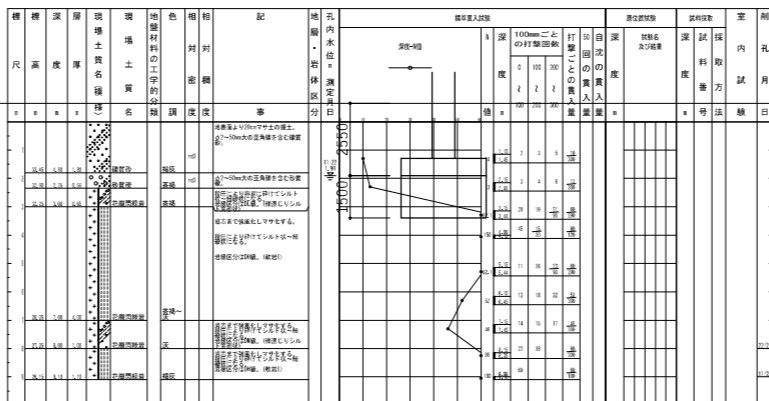


ボーリング名	No.4
孔口標高	T.P. 35.12 m
総削孔長	16.00 m

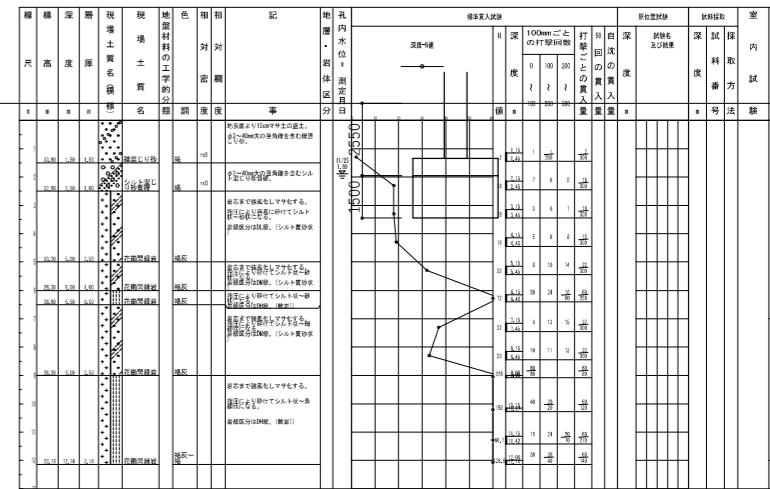
1FL=T.P.+35.90m  
▽



ボーリング名	No.5
孔口標高	T.P. 35.25 m
総削孔長	9.00 m



ボーリング名	No.6
孔口標高	T.P. 35.30 m
総削孔長	12.00 m



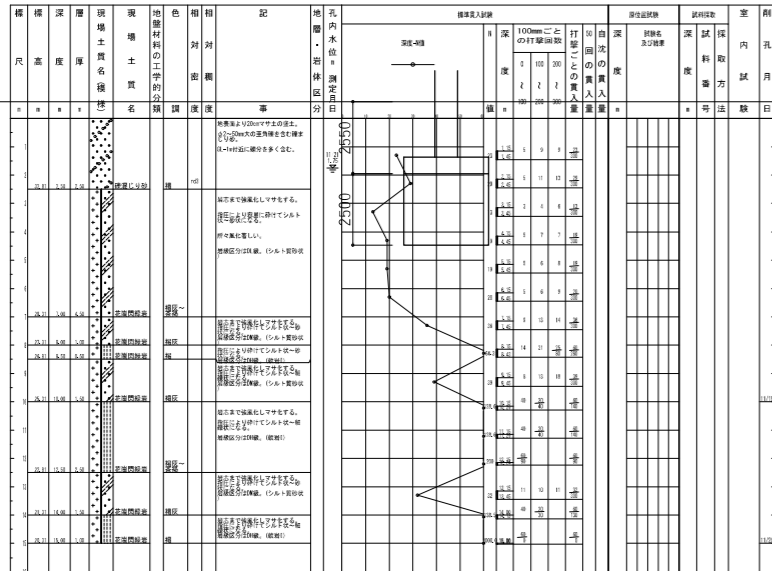
工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No.
図名 地盤調査（土質柱状図1）					S-05
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1) -
					縮尺(A3) -
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

設計者  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 ㈱長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

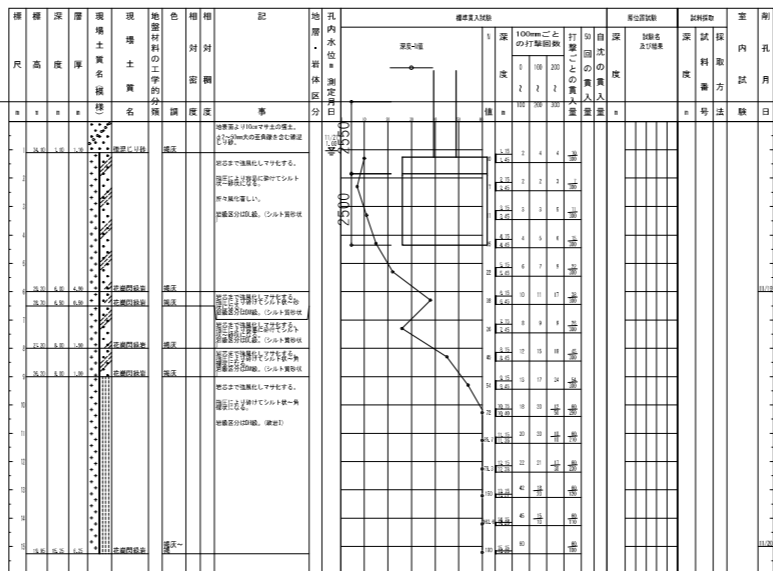
土質柱状図

ボーリング名	No.7
孔口標高	T.P. 35.31 m
総削孔長	15.00 m

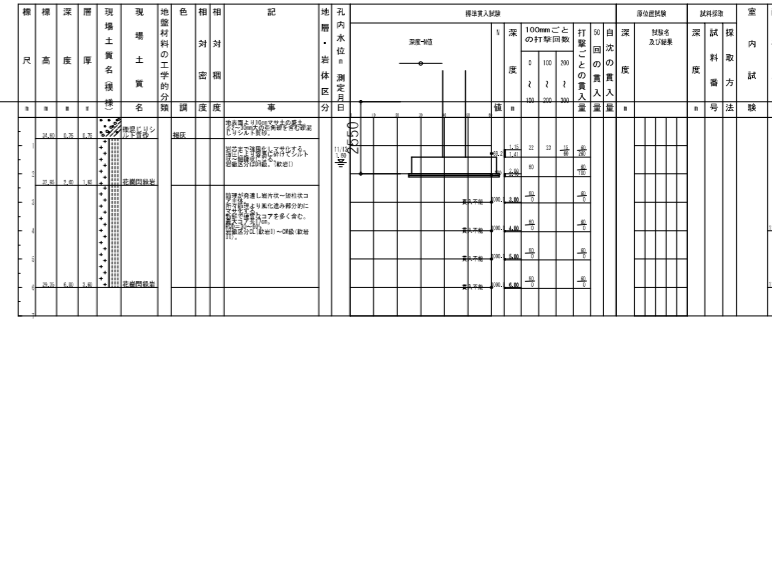
1FL=T.P.+35.90m  
▽



ボーリング名	No.8
孔口標高	T.P. 35.20 m
総削孔長	15.00 m

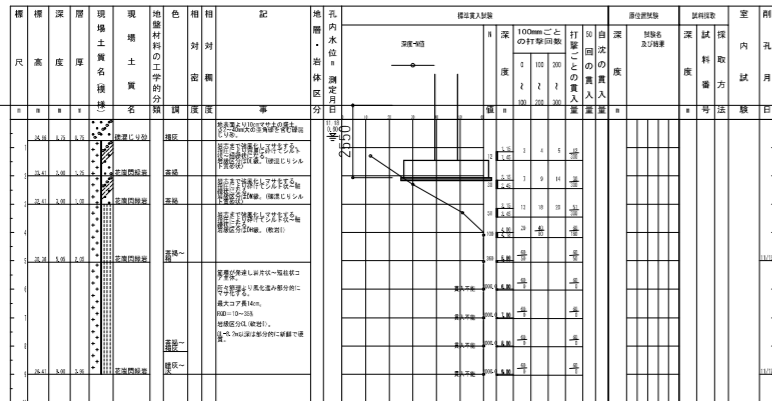


ボーリング名	No.9
孔口標高	T.P. 35.35 m
総削孔長	6.00 m

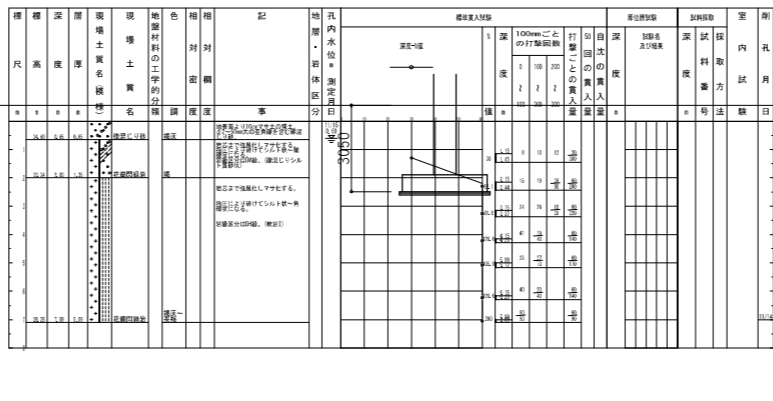


ボーリング名	No.10
孔口標高	T.P. 35.41 m
総削孔長	9.00 m

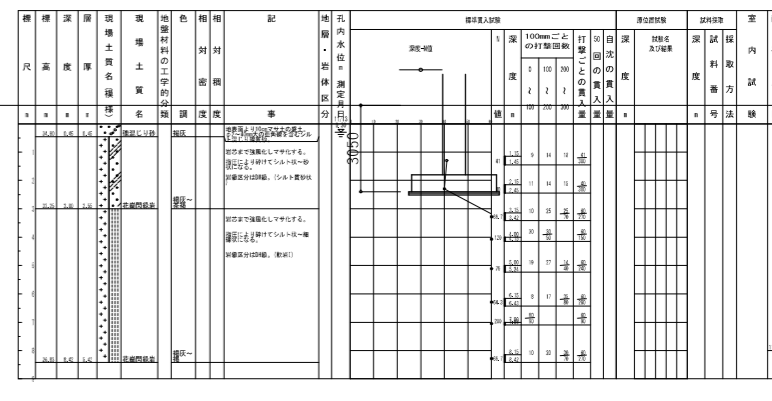
1FL=T.P.+35.90m  
▽



ボーリング名	No.11
孔口標高	T.P. 35.34 m
総削孔長	7.00 m



ボーリング名	No.12
孔口標高	T.P. 35.25 m
総削孔長	8.00 m



工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)		No.
図名 地盤調査 (土質柱状図 2)		S-06
設計	光市建設部建築住宅課	縮尺(A1) - 縮尺(A3) -
部長	課長	係長
製図	写図	令和 8年 3月

設計者	小澤 透
(株)設計コンサルタント 一級建築士登録321729号	福田 豊和
(株)設計コンサルタント 一級建築士登録293856号	正田 崇貴
(株)長大 構造設計一級建築士登録 10823号	

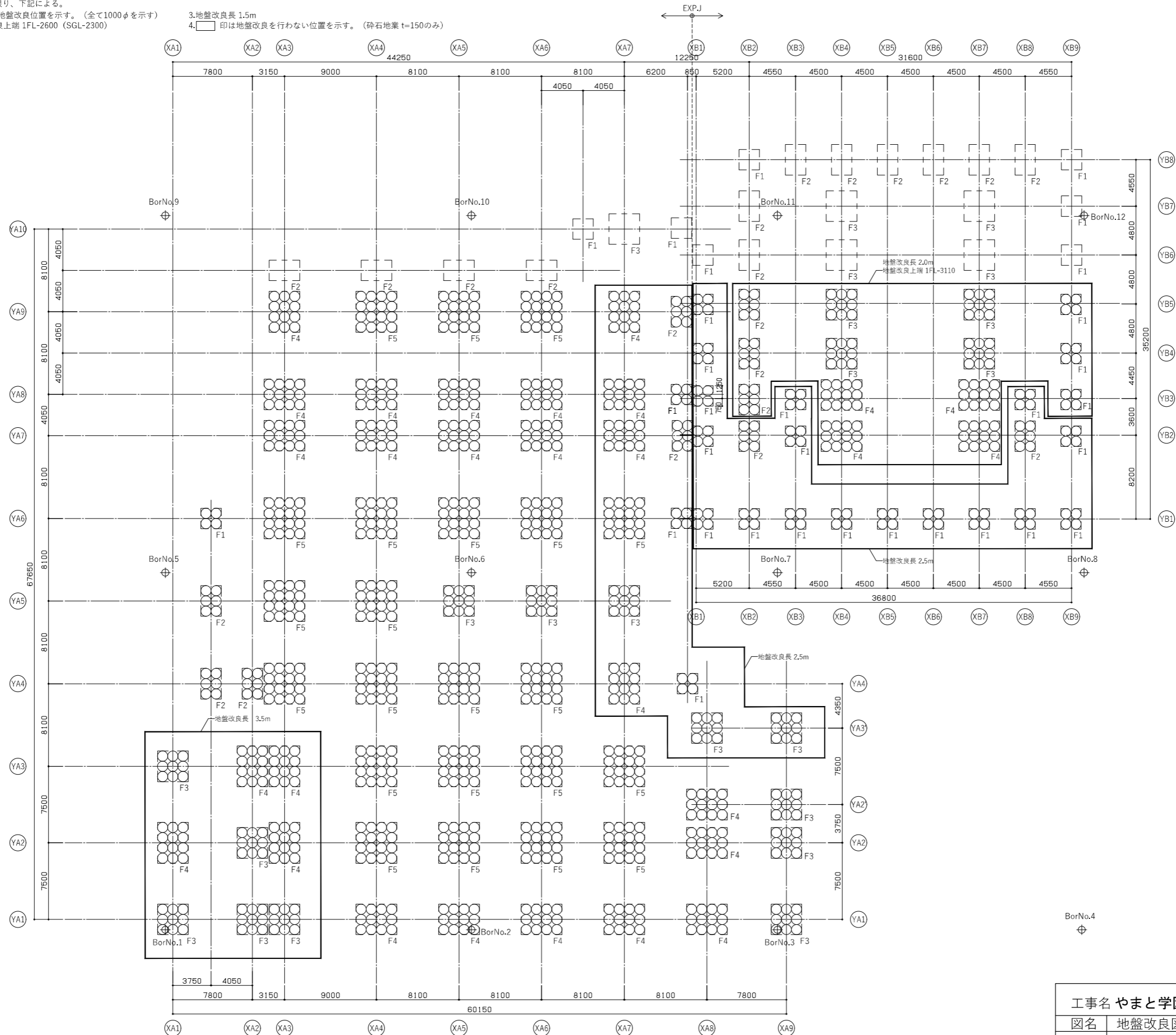
地盤改良図

特記なき限り、下記による。

1. ○印は地盤改良位置を示す。(全て1000φを示す)

3. 地盤改良長 1.5m

4. □印は地盤改良を行わない位置を示す。(砕石地業 t=150のみ)



設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)		No. S-07
図名	地盤改良図	
設計	光市建設部建築住宅課	
設計	縮尺(A1) 1/200	縮尺(A3) 1/400
部長	課長	製図
令和 8年 3月		

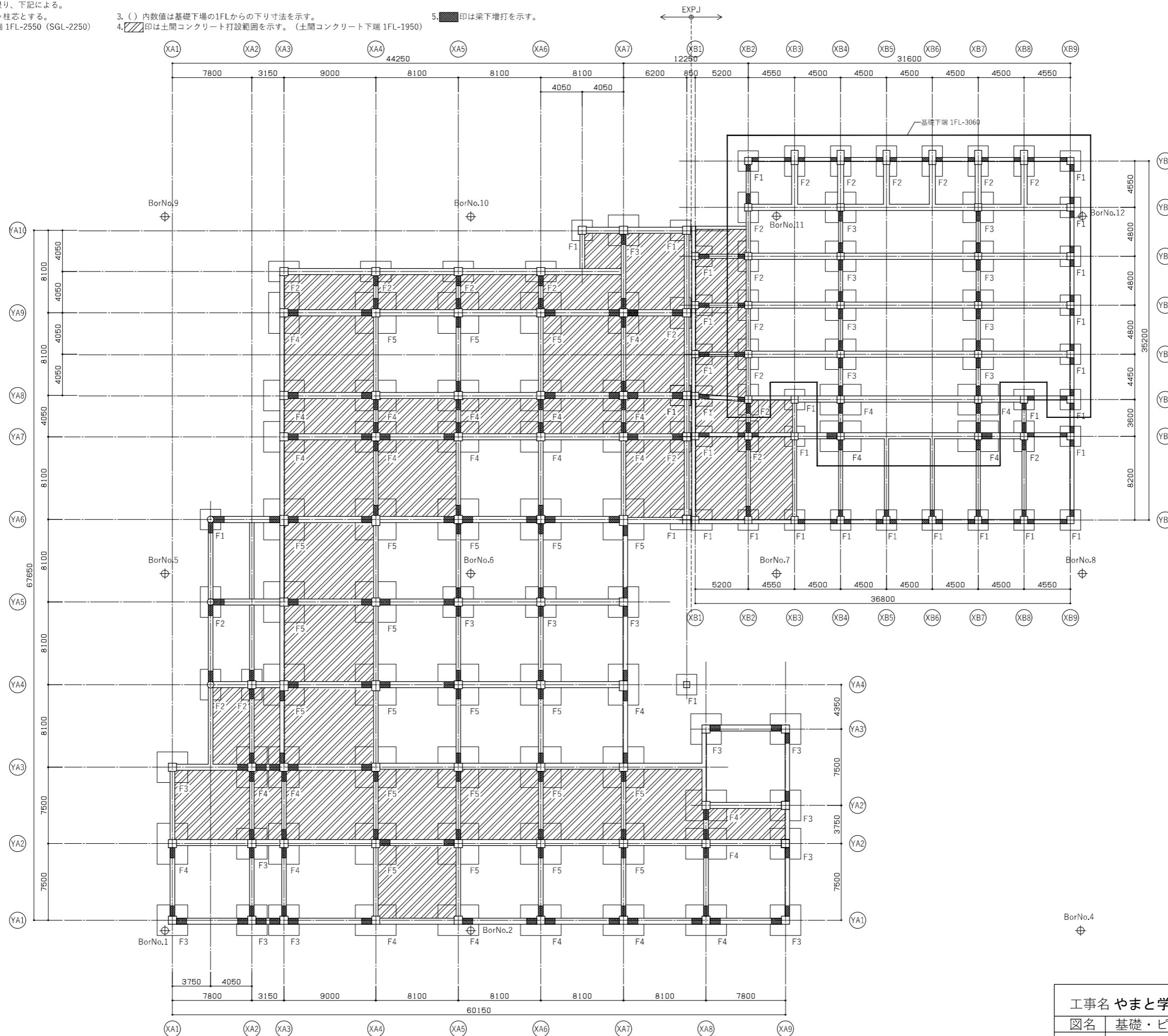
基礎・ピット図

特記なき限り、下記による。

- 1.基礎芯-柱芯とする。
- 2.基礎下端 1FL-2550 (SGL-2250)

3. ( ) 内数値は基礎下地の1FLからの下り寸法を示す。
4. 斜線印は土間コンクリート打設範囲を示す。(土間コンクリート下端 1FL-1950)

5. 黒印は梁下増打を示す。



設計者  
 (株)設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

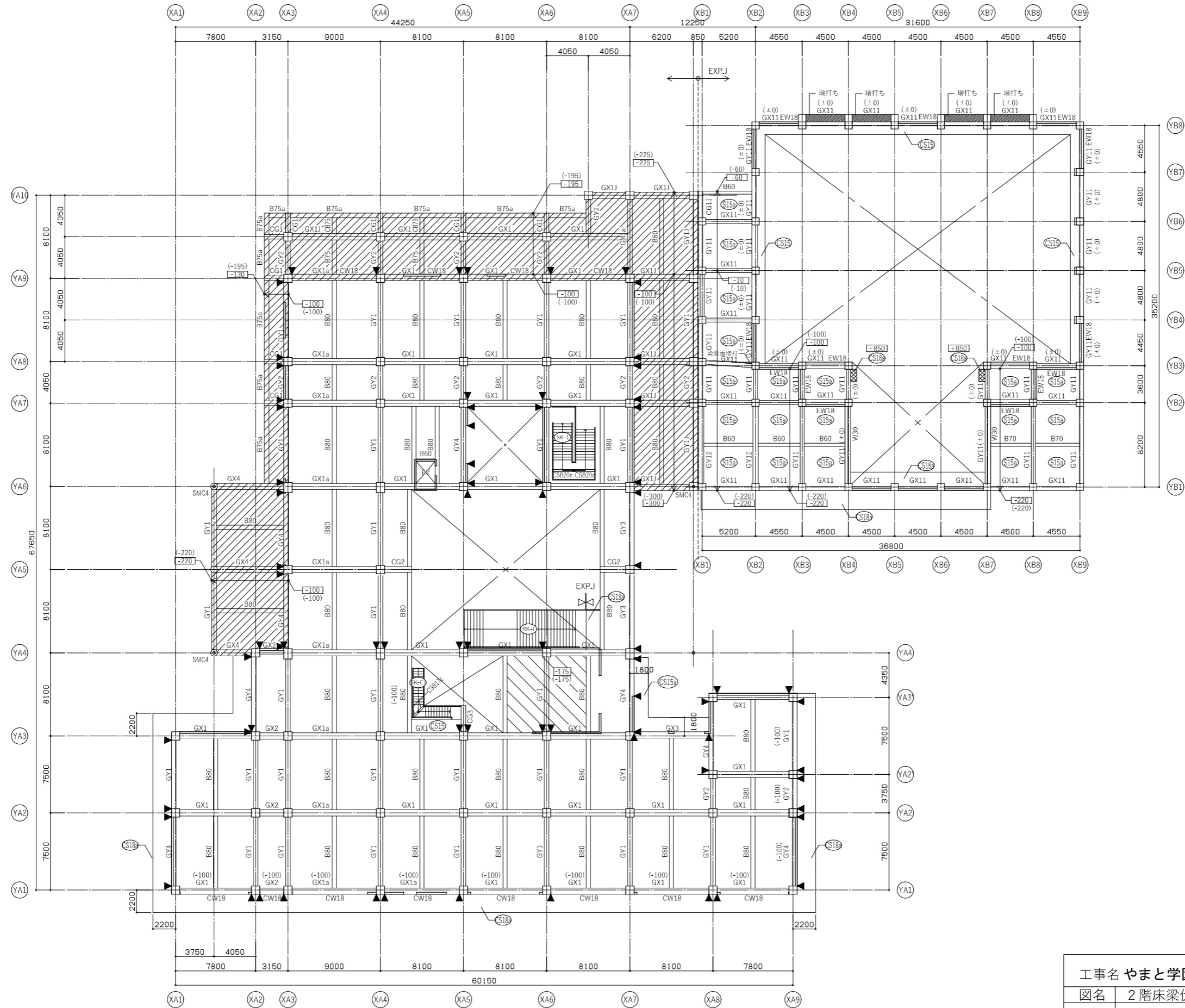
工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)		No. S-08
図名	基礎・ピット図	
設計	光市建設部建築住宅課	
部長	課長	係長
製図	写図	
令和 8年 3月		



2階床梁伏図

特記なき限り、下記による。

- 1.床スラブ符号(S18) (←印はスラブの主筋方向を示す)
- 2.床スラブ上端 2FL-25
- 3.□内数値は床スラブ上端の2FLからの上下寸法を示す。
- 4.梁上端 2FL-25 (小梁上端=床スラブ上端)
- 5.( )内数値は梁上端の2FLからの上下寸法を示す。
- 6.壁符号 W18
- 7.▲は鉛直スリット位置を示す。(スリット幅:25mm)
- 8.擁壁または、たれ壁以外の非耐力壁の下端には全て水平スリット(スリット幅:20mm)を設けること。



設計者  
 ㈱異設計コンサルト 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 ㈱異設計コンサルト 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 ㈱長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

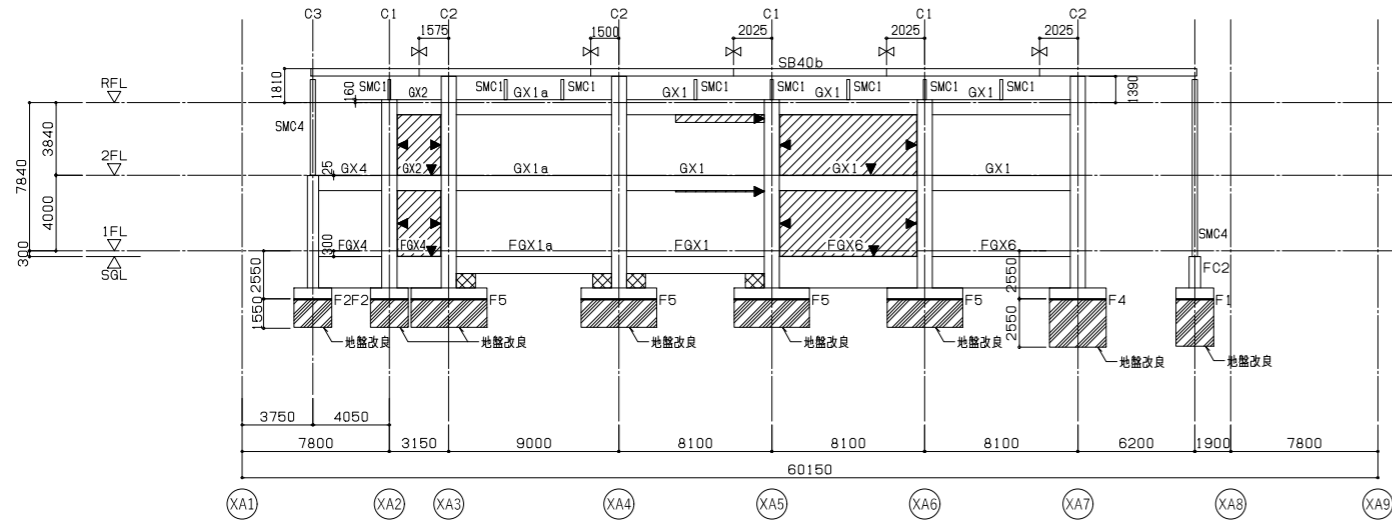
工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)					No. S-10
図名 2階床梁伏図					縮尺(A1)1/200 縮尺(A3)1/400
設計	光市建設部建築住宅課				令和 8年 3月
部長	課長	係長	製図	写図	





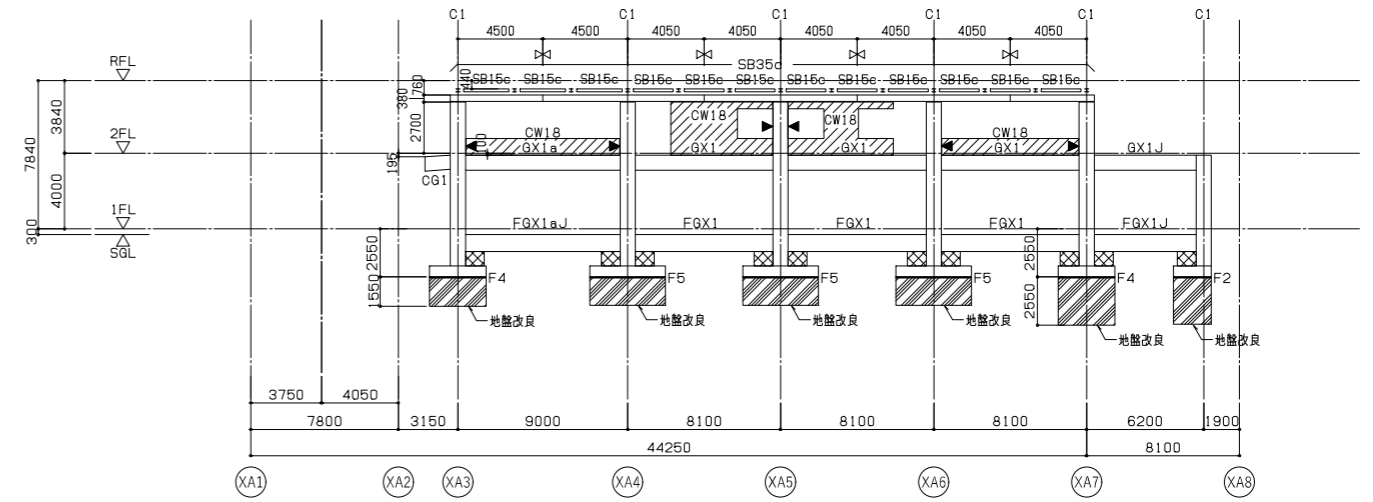
YA4通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18 3. は梁下増打ちを示す。  
 2. ▲ はスリット位置を示す。 4. は現場鉄骨継手位置を示す。



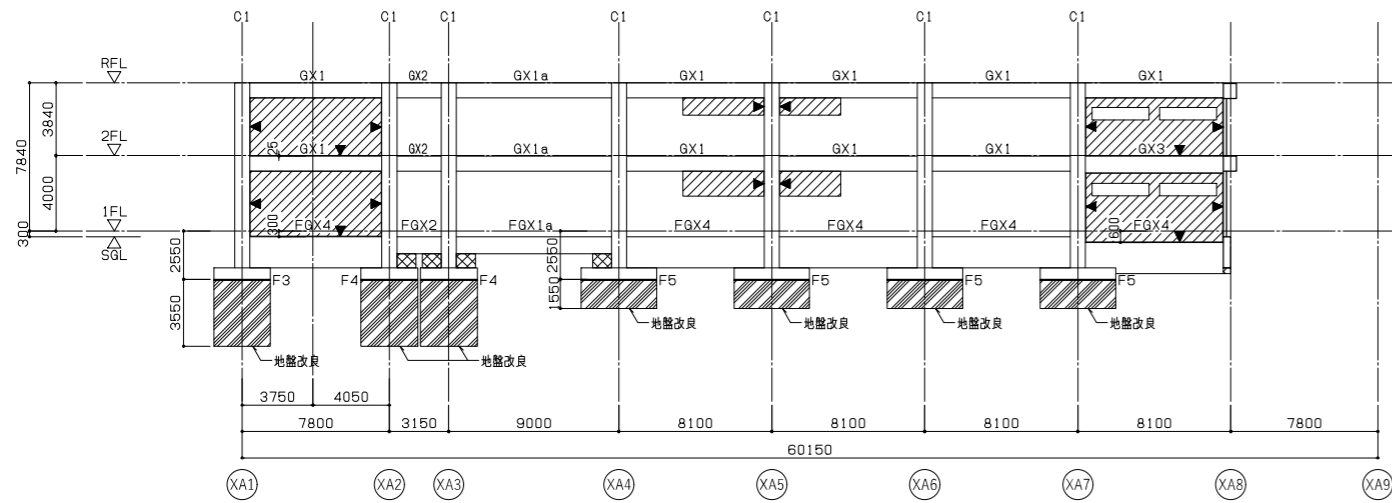
YA9通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18 3. は梁下増打ちを示す。  
 2. ▲ はスリット位置を示す。 4. は現場鉄骨継手位置を示す。



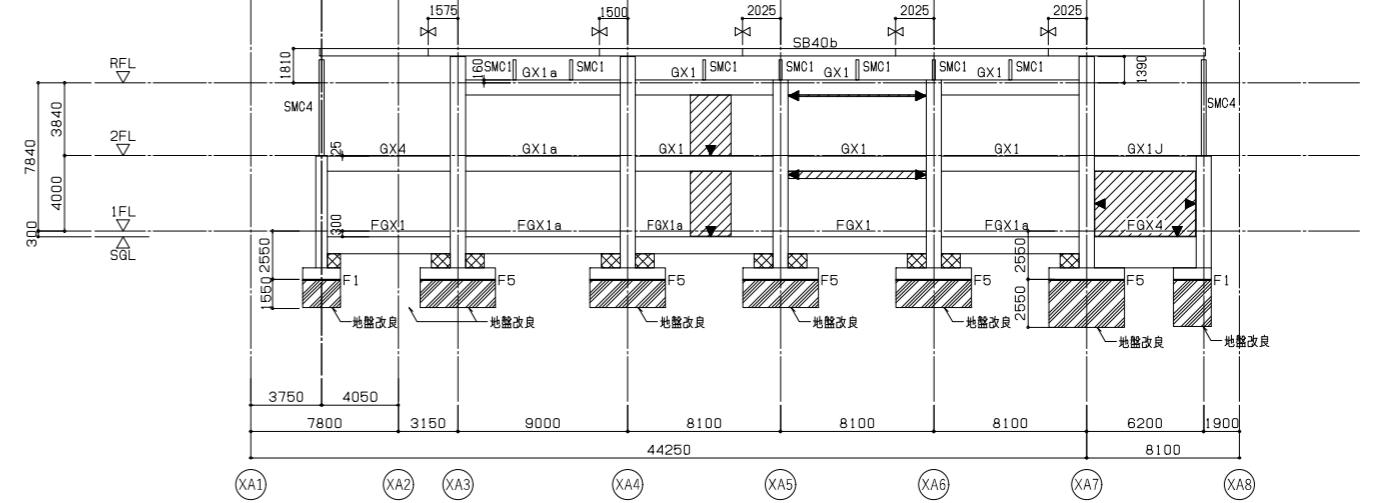
YA3通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18 3. は梁下増打ちを示す。  
 2. ▲ はスリット位置を示す。



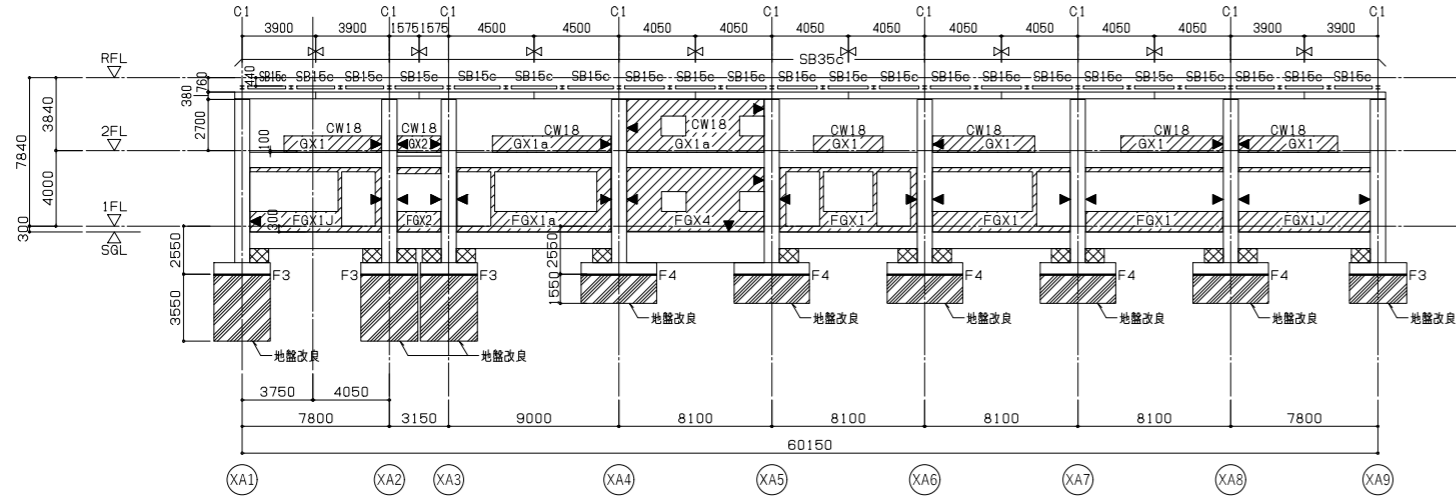
YA6通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18 3. は梁下増打ちを示す。  
 2. ▲ はスリット位置を示す。 4. は現場鉄骨継手位置を示す。



YA1通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18 3. は梁下増打ちを示す。  
 2. ▲ はスリット位置を示す。 4. は現場鉄骨継手位置を示す。

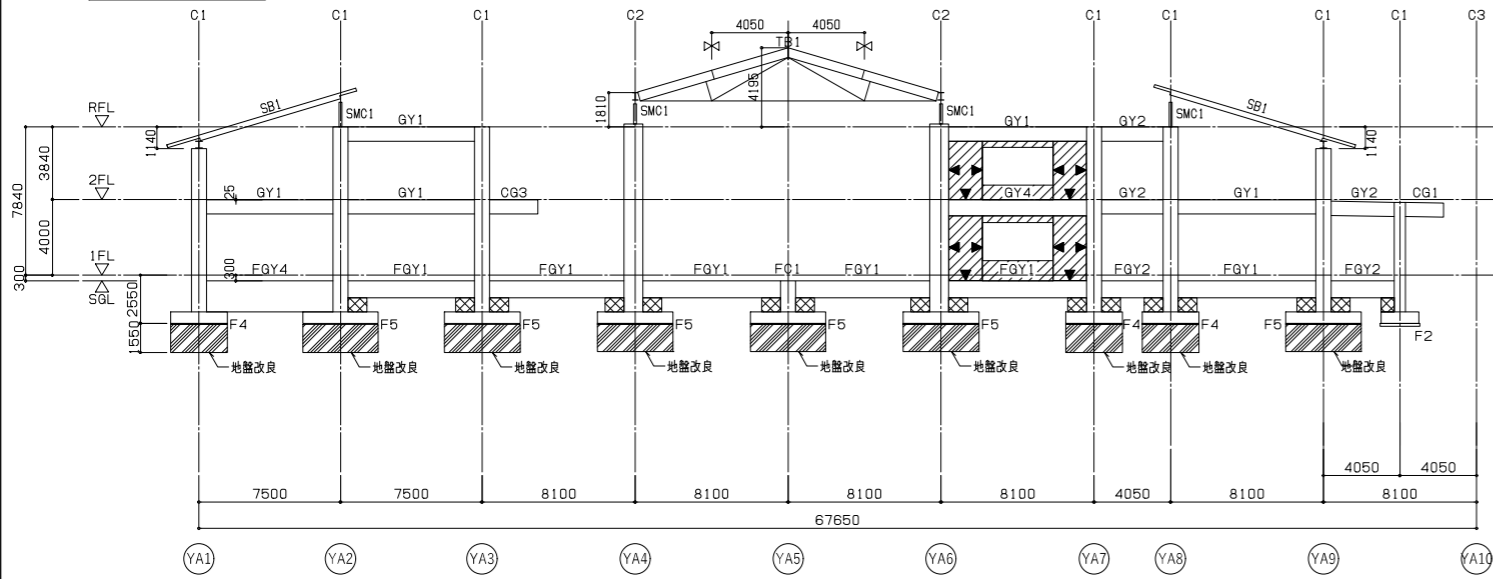


設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)		No.
図名 軸組図 (1)		S-13
設計	光市建設部建築住宅課	
	縮尺(A1) 1/200	縮尺(A3) 1/400
部長	課長	製図
令和 8年 3月		

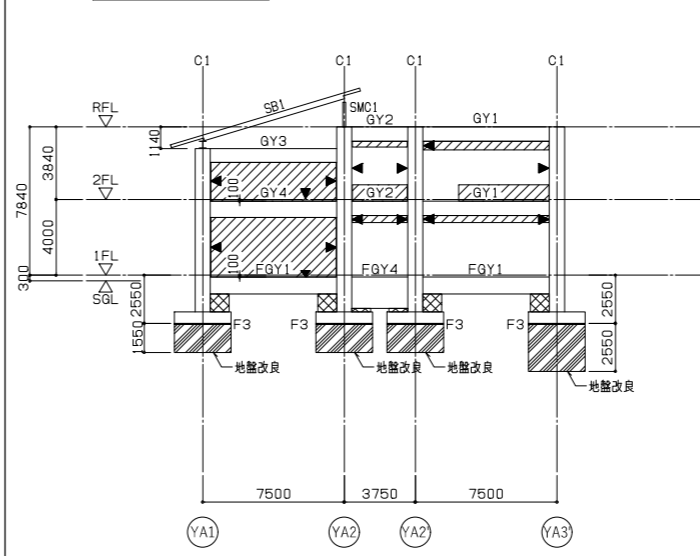
XA5通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。  
 4. [ ]は現場鉄骨継手位置を示す。



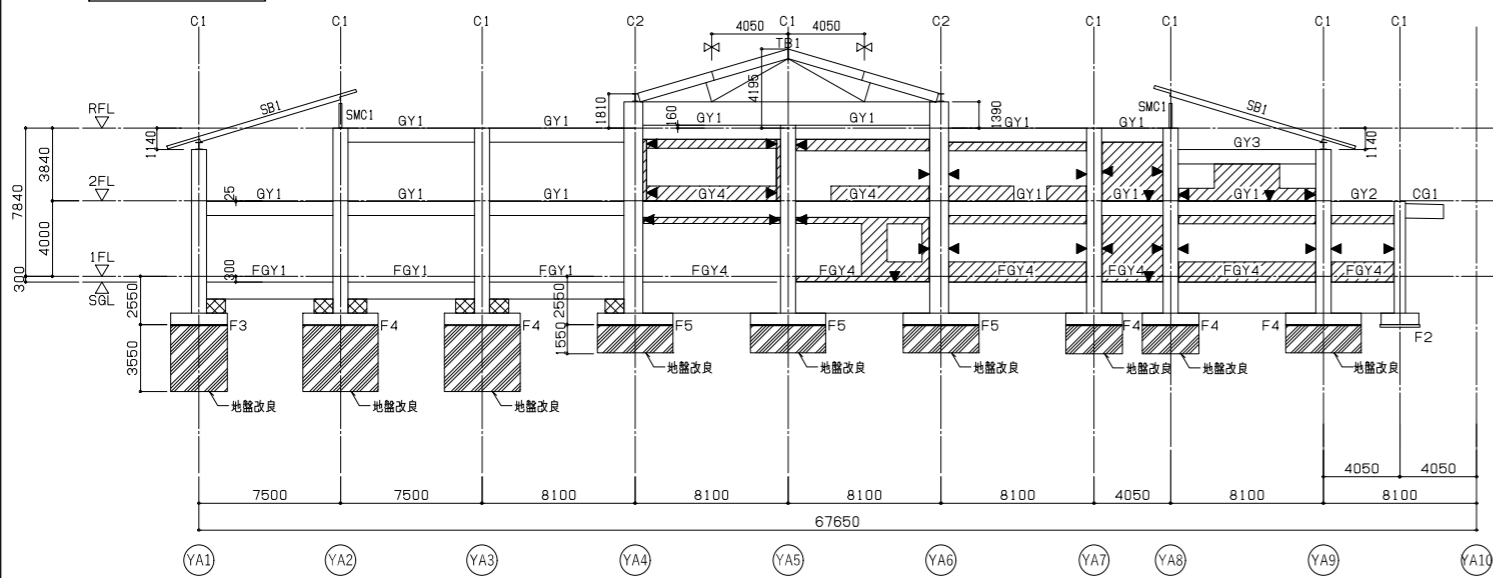
XA9通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。



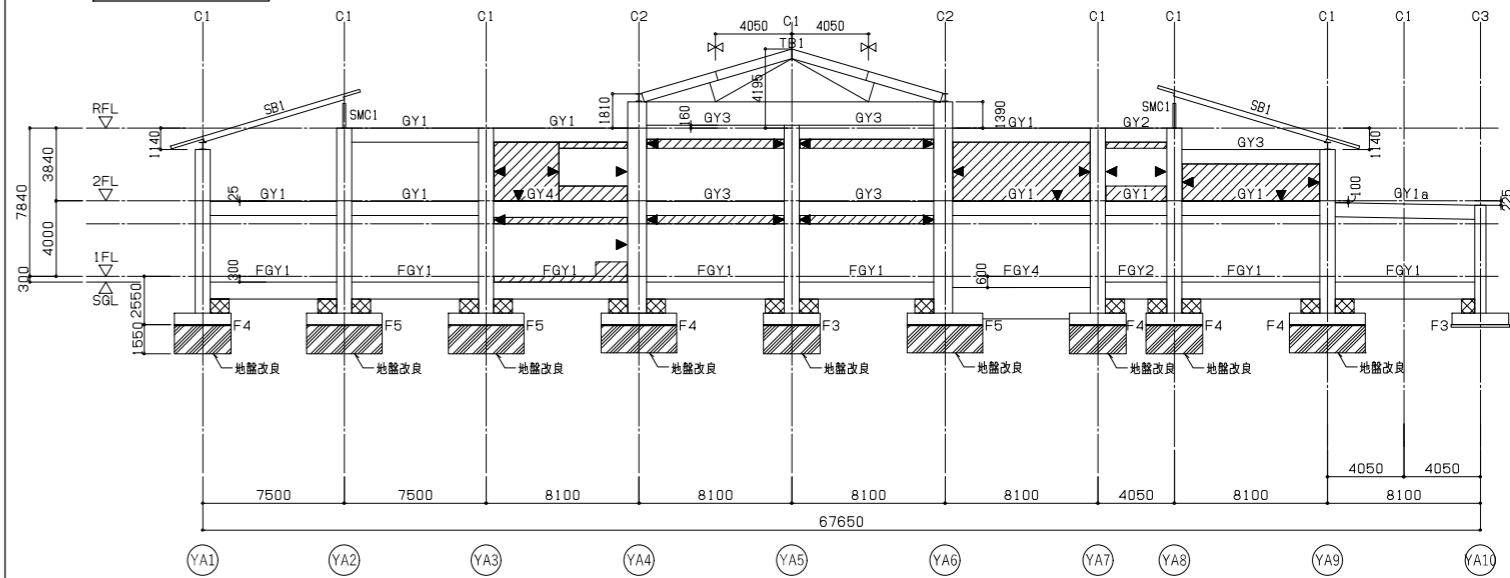
XA3通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。  
 4. [ ]は現場鉄骨継手位置を示す。



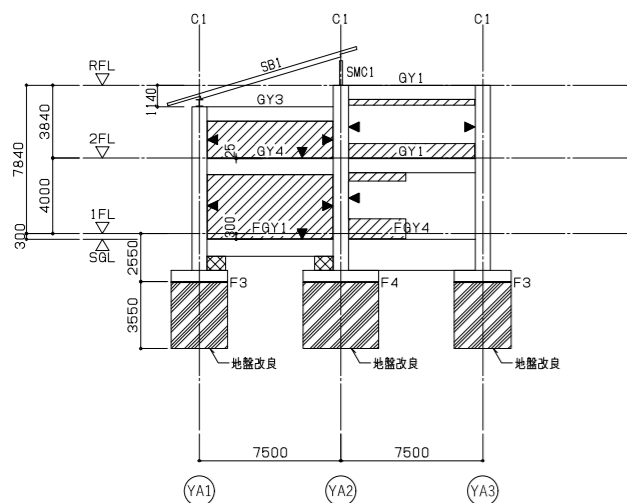
XA7通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。  
 4. [ ]は現場鉄骨継手位置を示す。



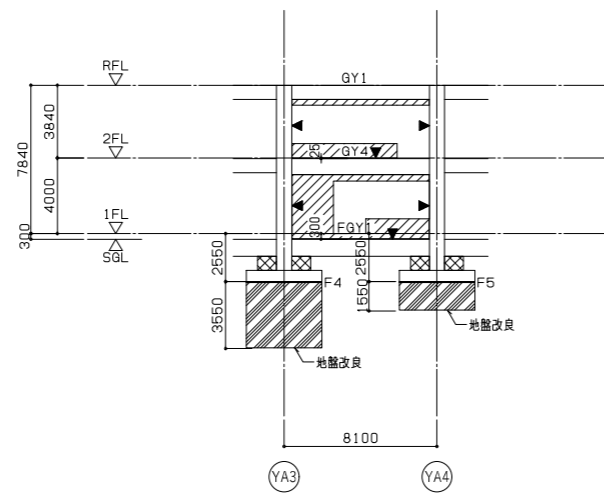
XA1通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。



XA2通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. ▲はスリット位置を示す。  
 3. [ ]は梁下増打ちを示す。

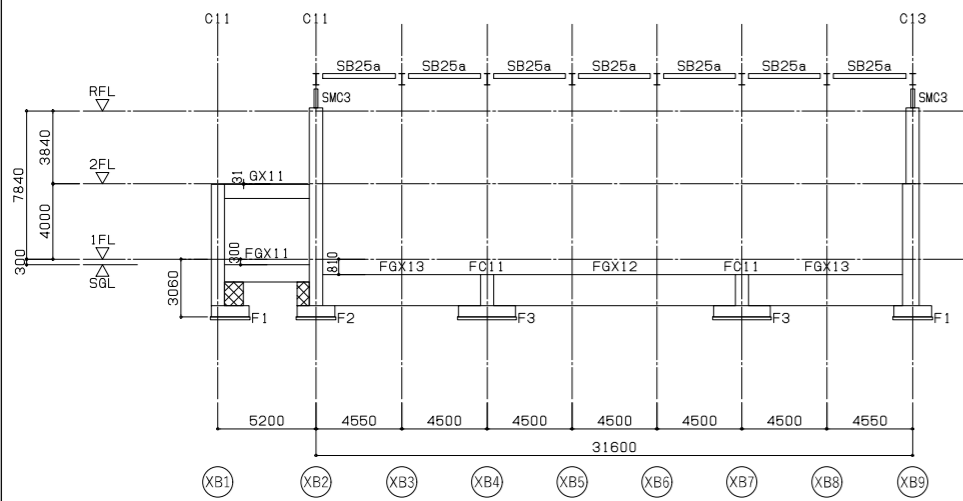


工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No. S-14
図名 軸組図（2）					縮尺(A1)1/200 縮尺(A3)1/400
設計	光市建設部建築住宅課				令和 8年 3月
部長	課長	係長	製図	写図	

設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

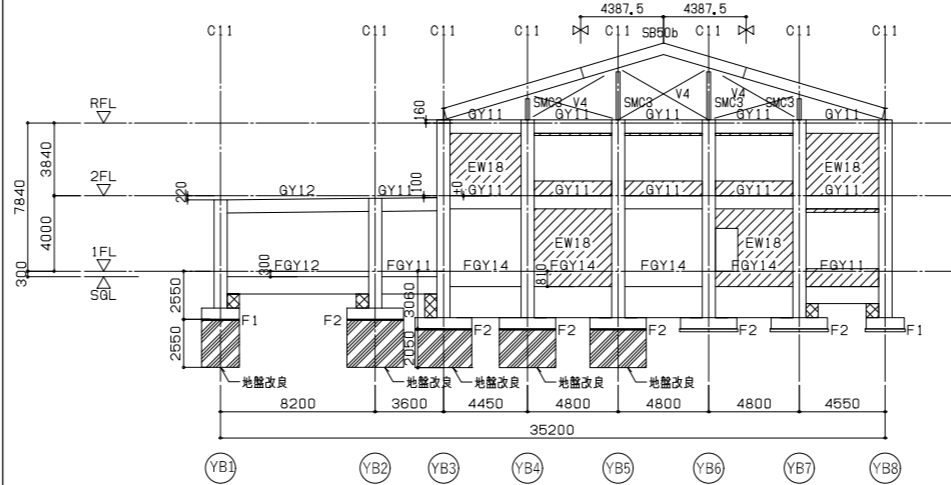
YB6通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。



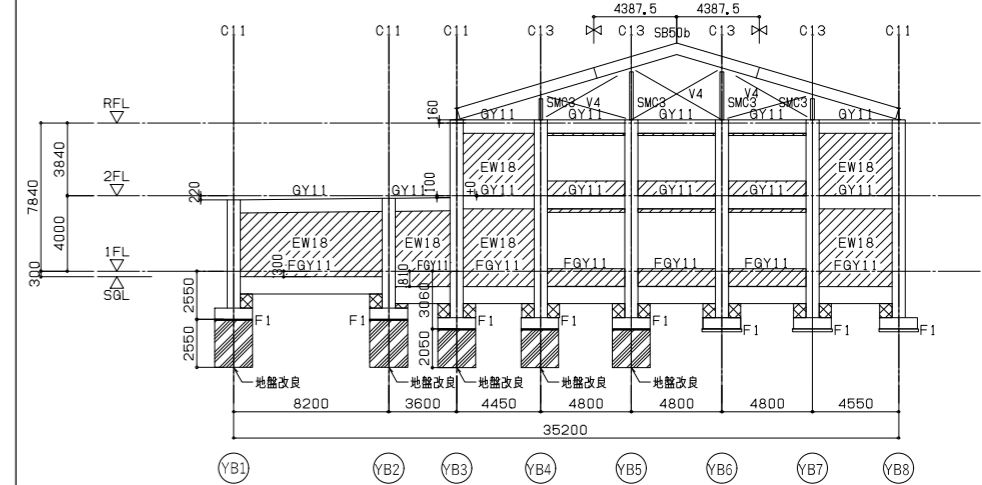
XB2通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



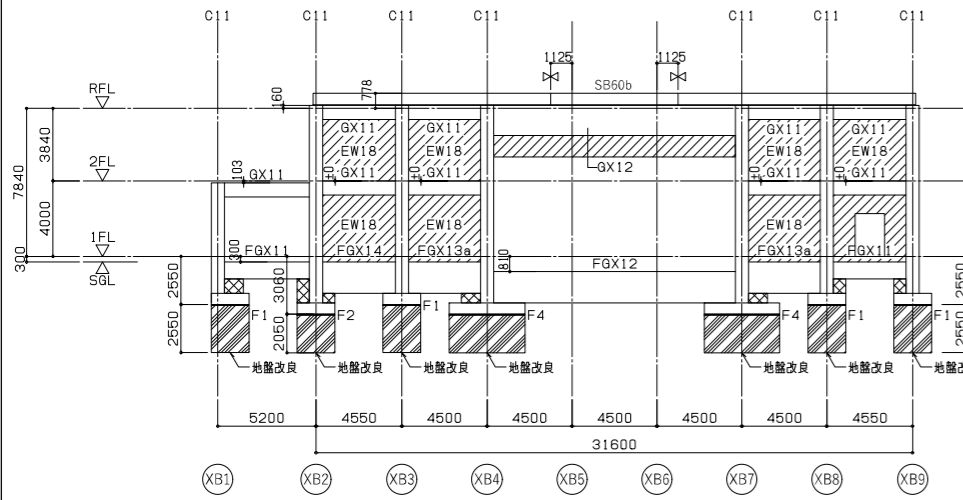
XB9通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



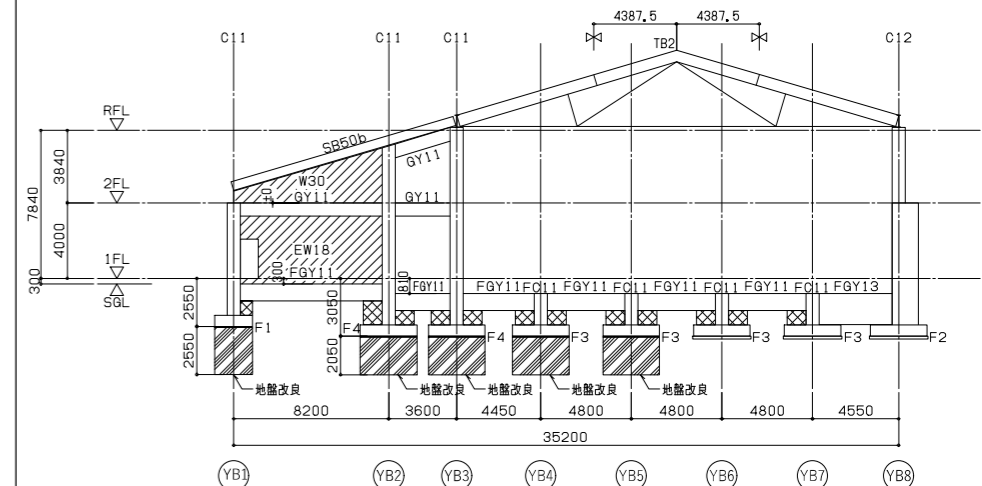
YB3通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



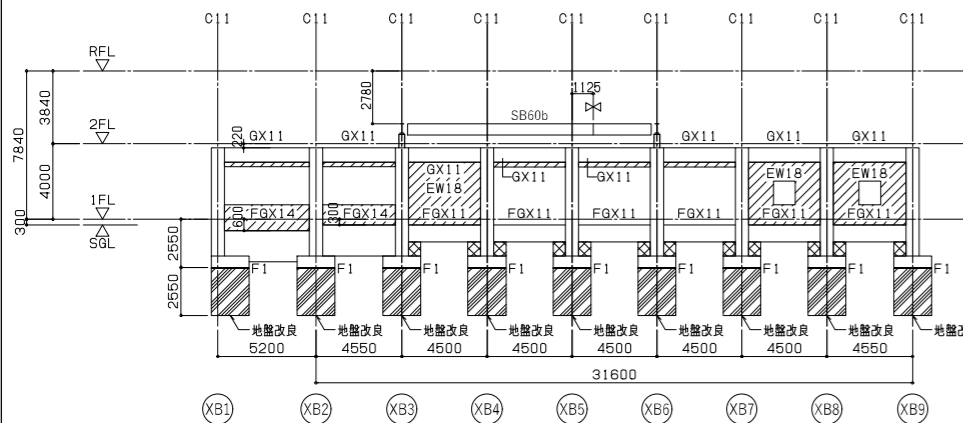
XB4通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



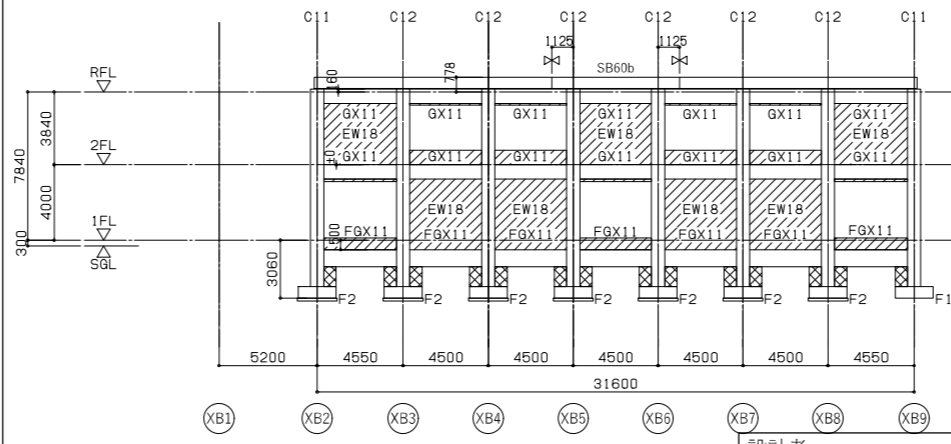
YB1通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



YB8通り軸組図

特記なき限り、下記による。  
 1. 壁符号 W18  
 2. [Hatched Box] は梁下増打ちを示す。  
 3. [Triangle] は現場鉄骨継手位置を示す。



工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No.
図名 軸組図（3）					S-15
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1)1/200 縮尺(A3)1/400
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

設計者  
 (株)異設計コンサルト 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルト 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

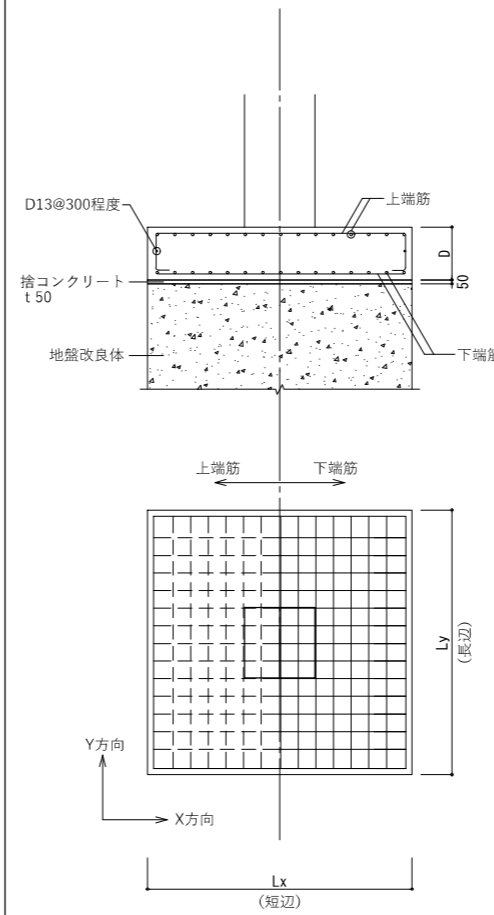
地盤改良体断面表

特記なき限り、下記による。

符号	F 1	F 2	F 3
断面			
本数	1000φ x 4本	1000φ x 6本	1000φ x 9本
符号	F 4		F 5
断面			
本数	1000φ x 12本		1000φ x 16本

基礎断面表

特記なき限り、下記による。



符号	形状 Lx×Ly×D	上端筋		下端筋	
		X方向	Y方向	X方向	Y方向
F1	2000×2000×600	10-D13	10-D13	10-D19	10-D19
F2	2000×3000×600	15-D13	10-D13	15-D19	10-D19
F3	3000×3000×600	15-D13	15-D13	20-D19	20-D19
F4	3000×4000×600	20-D13	15-D13	27-D22	20-D22
F5	4000×4000×600	20-D13	20-D13	27-D22	27-D22

設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)					No. S-16
図名	地盤改良体・基礎断面表				
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1)1/50 縮尺(A3)1/100
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

基礎梁断面表

特記なき限り、下記による。

符号	FGX 1	FGX 1 a	FGX 1 J	FGX 1 a J	FGX 2	FGX 4	FGX 5	FGX 6	
位置	端部 中央	端部 中央	全断面	左端 中央 右端	全断面	全断面	全断面	全断面	
断面									
上端筋	8-D25	6-D25	6-D25	6-D25 8-D25 10-D25	8-D25	6-D25	10-D25	10-D25	
下端筋	6-D25	6-D25	6-D25	6-D25 8-D25 6-D25	6-D25	6-D25	8-D25	8-D25	
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @100	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	
腹筋	4-D13	4-D13	4-D13	4-D13	4-D13	8-D13	6-D13	8-D13	
備考									
符号	FGY 1	FGY 2	FGY 4						
位置	全断面	全断面	全断面						
断面									
上端筋	6-D25	6-D25	4-D25						
下端筋	4-D25	4-D25	4-D25						
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @100	□-D13 @200						
腹筋	4-D13	4-D13	8-D13						
備考									
符号	FGX 1 1	FGX 1 2	FGX 1 3	FGX 1 3 a	FGX 1 4		CFG 1 1		
位置	全断面	端部 中央	XB2、X9B端 中央 XB4、XB7端	全断面	全断面		全断面		
断面									
上端筋	3-D25	10-D25	5-D25 7-D25 10-D25	10-D25	3-D25		5-D25		
下端筋	3-D25	5-D25	5-D25 5-D25 5-D25	5-D25	3-D25		3-D25		
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200		□-D13 @200		
腹筋	4-D13	8-D13	8-D13	8-D13	8-D13		8-D13		
備考			XB4・XB7端のカットオフ長さ 柱面より2850						
符号	FGY 1 1	FGY 1 2	FGY 1 3	FGY 1 4	FB 6 0	FB 7 0	FB 8 0	FB 9 0	FB 1 8 0
位置	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面	全断面
断面									
上端筋	3-D25	5-D25	10-D25	3-D25	3-D22	3-D22	6-D25	6-D25	2-D19
下端筋	3-D25	6-D25	10-D25	3-D25	3-D22	3-D22	6-D25	8-D25	2-D19
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @150	□-D10 @200	□-D10 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D10 @200
腹筋	4-D13	4-D13	8-D13	8-D13	2-D13	2-D13	2-D13	4-D13	8-D13
備考									

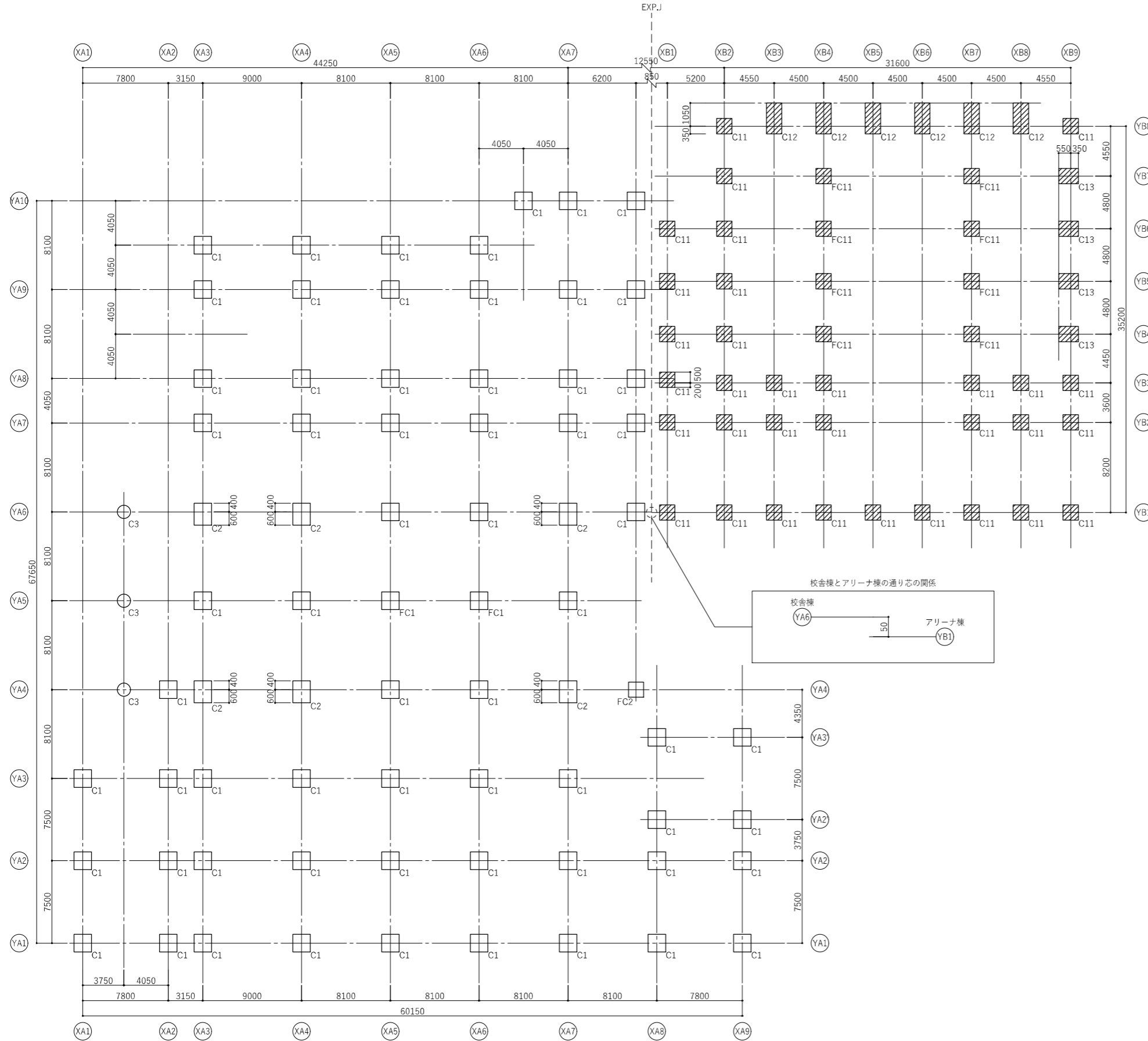
工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No. S-17
図名 基礎梁断面表					縮尺(A1)1/50 縮尺(A3)1/100
設計 光市建設部建築住宅課					
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

柱位置図

特記なき限り、下記による。

A1 : 1/ 200



柱断面表

特記なき限り、下記による。

符号	C 1	C 2	C 3
2 階			
主筋	16-D29	16-D29	
帯筋	■-D13@100	■-D13@100	
備考			
1 階			
主筋	16-D29	16-D29	8-D22
帯筋	■-D13@100	■-D13@100	○-D13@100
備考			
符号	C 1 1	C 1 2	C 1 3
2 階			
主筋	12-D25	16-D29	12-D29
帯筋	□-D13@100	□-D13@100	□-D13@100
備考			
1 階			
主筋	12-D25	16-D29	14-D29
帯筋	□-D13@100	■-D13@100	□-D13@100
備考			

礎柱断面表

特記なき限り、下記による。

符号	FC 1	FC 2	FC 1 1
断面			
主筋	16-D25	8-D25	12-D25
帯筋	■-D13@100	□-D13@100	□-D13@100
備考			

設計者  
 構異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 構異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 構長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)		No. S-18
図名	柱位置、柱断面表	
設計	光市建設部建築住宅課	
部長	課長	係長
製図	写図	
令和 8年 3月		

大梁断面表

特記なき限り、下記による。

符号	G X 1	G X 1 a	G X 1 J	G X 2	G X 3	G X 4	G Y 1	G Y 1 a	G Y 1 J			
位置	全断面		左端・中央 右端	全断面		全断面		全断面				
R 階						/			/			
鉄骨												
上端筋	6-D25	8-D25	6-D25 8-D25	6-D25	12-D25						4-D25	
下端筋	6-D25	6-D25	6-D25 6-D25	6-D25	6-D25						4-D25	
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	□-S13 @100	▨-D13 @200						□-D13 @200	
腹筋	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13			2-D13				
備考												
位置	全断面		全断面		全断面		全断面		全断面			
2 階												
上端筋	8-D25	10-D25	6-D25	6-D25	12-D25	4-D25 6-D25 8-D25	6-D25	6-D25 4-D25	4-D25			
下端筋	6-D25	8-D25	6-D25	6-D25	6-D25	4-D25 6-D25 4-D25	4-D25	4-D25 4-D25	4-D25			
あばら筋	▨-D13 @200	▨-D13 @200	▨-D13 @200	□-S13 @100	▨-D13 @200	□-D13 @200	□-D13 @200	▨-D13 @200	□-D13 @200			
腹筋	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13			
備考							右端のカットオフ長さ 柱面より2400					
符号	G Y 2	G Y 3	G Y 4	C G 1		C G 2	C G 3					
位置	全断面		全断面		全断面		全断面		全断面			
R 階				/		/	/					
上端筋	4-D25	4-D25	8-D25									
下端筋	4-D25	4-D25	6-D25									
あばら筋	□-S13 @100	□-D13 @200	□-D13 @100									
腹筋	2-D13	2-D13	2-D13									
備考												
位置	全断面		全断面		全断面		全断面		全断面			
2 階												
上端筋	6-D25	4-D25	8-D25	8-D25		10-D25	8-D25					
下端筋	4-D25	4-D25	6-D25	6-D25		6-D25	4-D25					
あばら筋	□-S13 @100	□-D13 @200	□-D13 @100	□-D13 @200		□-D13 @200	□-D13 @200					
腹筋	2-D13	2-D13	2-D13	2-D13		4-D13	2-D13					
備考												

工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No. S-19
図名 大梁断面表（1）					
設計 光市建設部建築住宅課					縮尺(A1)1/50 縮尺(A3)1/100
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

設計者  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 ㈱異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 ㈱長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

大梁断面表

特記なき限り、下記による。

符号	G X 1 1	G X 1 2			G Y 1 1	G Y 1 2			
位置	全断面	端部	中央		全断面				
R 階									
上端筋	3-D25	10-D25	7-D25		3-D25				
下端筋	3-D25	5-D25	8-D25		3-D25				
あばら筋	□-D13 @200	□-D13 @200			□-D13 @200				
腹筋	2-D13	8-D13			2-D13				
備考									
位置	全断面				全断面	全断面			
2 階									
上端筋	3-D25				3-D25	4-D25			
下端筋	3-D25				3-D25	4-D25			
あばら筋	□-D13 @200				□-D13 @200	□-D13 @200			
腹筋	2-D13				2-D13	2-D13			
備考									
符号	C G 1 1								
位置	全断面								
R 階									
上端筋	5-D25								
下端筋	3-D25								
あばら筋	□-D13 @200								
腹筋	2-D13								
備考									
位置									
2 階									
上端筋									
下端筋									
あばら筋									
腹筋									
備考									

工事名 やまと学園建設工事（建築工事）					No.
図名 大梁断面表（2）					S-20
設計		光市建設部建築住宅課			縮尺(A1)1/50 縮尺(A3)1/100
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月

設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号



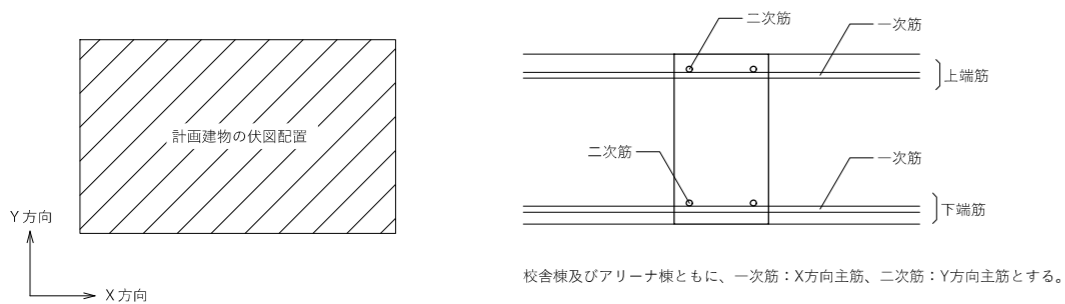
鉄骨部材断面表

特記なき限り、下記による。  
 1.鋼材材質はSS400とする。  
 2.直接外気に接する鉄骨は、溶融亜鉛めっき処理とする。

符号	断面	備考	符号	断面	備考
SB1	H-150~294x200x8x12		SMC1	H-150x150x7x10	
SB15a	H-150x75x5x7		SMC2	H-250x125x6x9	
SB15c	H-150x150x7x10		SMC3	H-200x200x8x12	
SB20a	H-200x100x5.5x8		SMC4	P-267.4x12.7	STKN490B
SB20c	H-200x200x8x12		SMC5	P-216.3x12.7	STKN490B
SB25a	H-250x125x6x9		SMC6	P-216.3x12.7	STKN400B
SB35c	H-350x350x12x19	SM490A			
SB40b	H-390x300x10x16		V1	JIS プレースM30	
SB50b	H-488x300x11x18		V2	JIS プレースM30	
SB60b	H-588x300x12x20		V3	2L-90x90x7	
CSB17c	H-175x175x7.5x11				
CSB20c	H-200x200x8x12		HV1	JIS プレースM20	
			HV2	JIS プレースM27	
			HV3	JIS プレースM33	
			TB1	詳細図による	張弦梁
			TB2	詳細図による	張弦梁

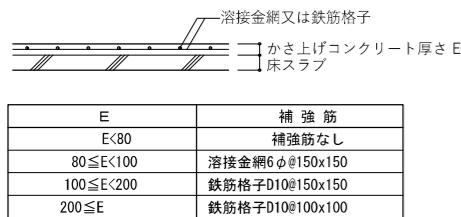
RC梁主筋の配筋順序

特記なき限り、下記による。  
 1.小梁の主筋は、大梁のX・Y方向の配筋順序に準じる。



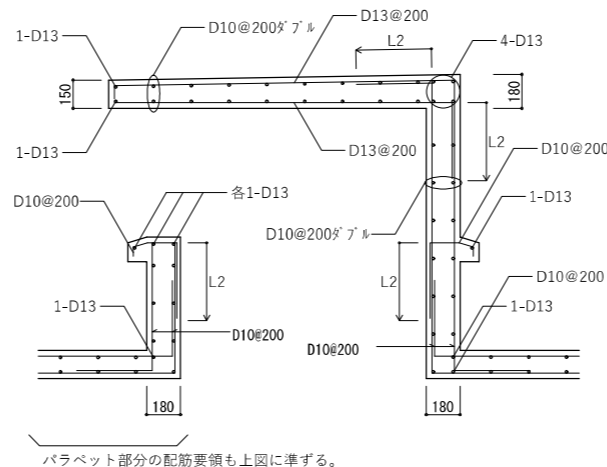
嵩上げコンクリート配筋要領図

特記なき限り、下記による。  
 1.嵩上げコンクリートの打設範囲及び厚さは意匠図による。  
 2.補強筋のかぶり厚さは最小かぶり厚さ30mmを確保すること。



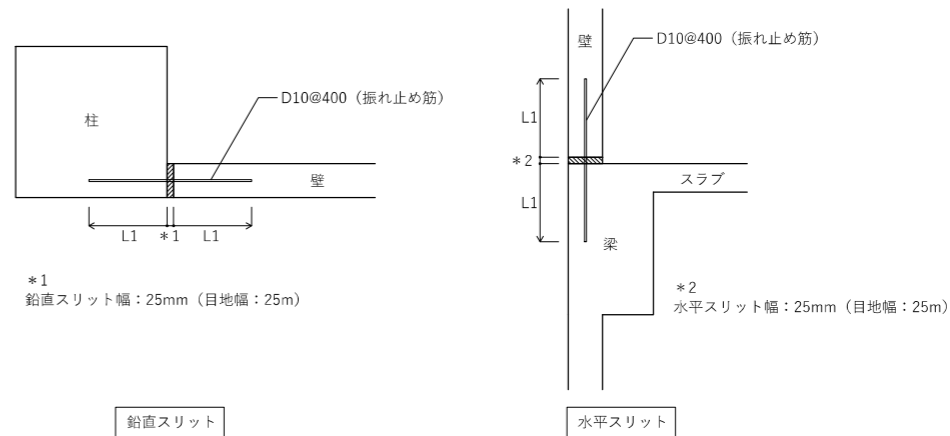
パラペット・はと小屋配筋要領図

特記なき限り、下記による。  
 1.下記以外の形状寸法は意匠図による。  
 2.各立上り壁の下部にRC梁がある場合は、壁の縦筋を当該梁にL2直線定着すること。



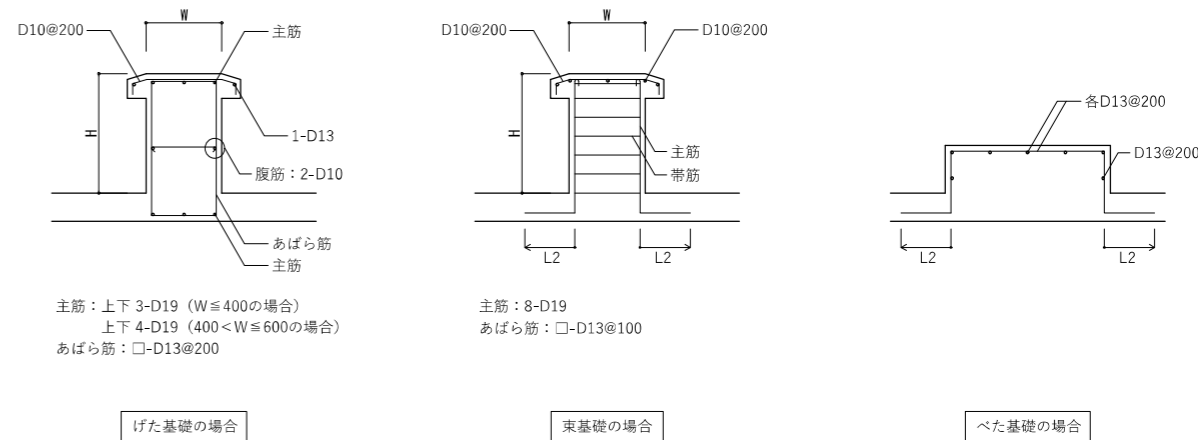
構造スリット要領図

特記なき限り、下記による。  
 1.伏図及び軸組図において、▲又は△印で示した、構造スリットの要領は下図による。  
 2.構造スリットは既製品を用いるものとし、以下の性能を満足するものとする  
 ・耐火性能については、当該階の必要耐火性能を満足することができることを、第三者機関の検査・試験により確認している。  
 ・遮音性及び水密性についても、第三者機関の検査・試験により確認している。  
 3.構造スリットに接する壁端部の配筋要領は「配筋標準図(9) 11-3 壁端部・開口部小口補強」による。



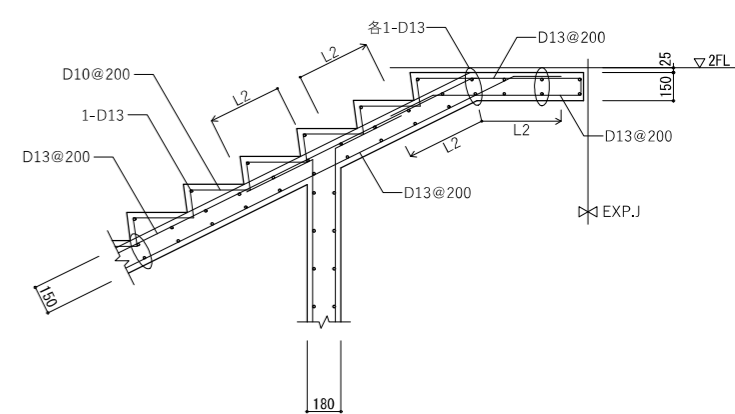
機械基礎配筋要領図

特記なき限り、下記による。  
 1.基礎形状は意匠図による。  
 2.本要領は基礎高さH≦800の場合に適用する。H>800の場合は配筋詳細図による。



RK-1配筋要領図

特記なき限り、下記による。  
 1.下記以外の形状寸法は意匠図による。



設計者  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録321729号 小澤 透  
 (株)異設計コンサルタント 一級建築士登録293856号 福田 豊和  
 (株)長大 一級建築士登録361861号 正田 崇貴  
 構造設計一級建築士登録 10823号

工事名 やまと学園建設工事 (建築工事)					No.
図名 鉄骨部材断面表、各部要領図					S- 22
設計	光市建設部建築住宅課				縮尺(A1) 1/ 50 縮尺(A3) 1/100
部長	課長	係長	製図	写図	令和 8年 3月